

議会基本条例策定代表者会議

○平成26年1月29日（水曜日）

場 所 第一会議室

出席議員 15名

座 長 森 戸 洋 子 議員

副 座 長 宮 下 誠 議員

中 山 克 己 議員

鈴 木 成 夫 議員

片 山 薫 議員

渡 辺 ふき子 議員

斎 藤 康 夫 議員

水 上 洋 志 議員

板 倉 真 也 議員

湯 沢 綾 子 議員

白 井 亨 議員

林 倫 子 議員

小 林 正 樹 議員

百 瀬 和 浩 議員

五十嵐 京 子 議員

欠席議員 0名

副 議 長 露 口 哲 治 議員

事務局職員出席者

議会事務局長 加 藤 明 彦

議会事務局次長 飯 田 治 子

議事係長 内 田 雄 介

庶務調査係長 清 水 伸 悟

庶務調査係 前 坂 悟 史

午前10時05分開会

○森戸座長 おはようございます。議会基本条例策定代表者会議を開会いたします。

お手元に本日の次第がありますので、ご覧いただければと思います。まず第1に素案たたき台ということで議論をし、2番目には作業部会報告について報告を頂くようにしたいと思っております。今日の進め方は、まず、皆さんにはお忙しい中、まとめていただきました持ち帰り事項に対する各会派の意見集約がございます。事務局の皆さんにも本当に盛りだくさんのものをまとめていただきまして、ありがとうございました。各会派からまず意見表明をしていただければと思っております。その上で、今日、皆さんから頂いたご意見を私の方で集約させていただいて、ある程度のたたき台

の座長案というものを作らせていただきました。

これについて説明をし、議論をしていただければと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、議会基本条例提案条文に対する各会派意見集約であります。1番から順にお願いしたいと思いますが、まず、1番目は、第4条第2項の会派の文言について、どのように記述するかという問題であります。①②③、各会派のご意見を頂ければと思います。

では、自民党からお願いします。

○湯沢議員 では、1番について述べさせていただきます。

ちょっと文言をいじって新しい提案という形にさせていただきました。その趣旨を説明させてもらいますと、会派をつくる意味というのを残す必

要があると思ひまして、会派制度をやめてしまえという提案でしたら、非常に筋が通っていて、それでしたら理解できるんですけども、会派制度を維持する、しかし、1人から構成することを基本とするというのはちょっと違和感を感じていまして、というのは、24人全員が一人会派を24会派つくってしまうと、会派制度をとる意味というのはなくなってしまふわけなんです。ですから、少なくとも同一の理念を持っているほかの議員がいる場合には、なるべくならグループになってくださいという趣旨は残すべきだと私は思っています。ただ、同一の理念を持っている議員がいない場合に無理に会派を組めと言うことはできませんし、その場合にその方の活動が制限されるようなことがあってはならないと思います。ですので、同一の理念を持っている人がいる場合にはなるべくグループになってください、しかし、同一の人がいない場合はもちろん1人であることは保障しますよという趣旨を含めまして、その趣旨が一番合っているのは、最初の提案の三つでいうと②だと思ったんですが、②にすると、ただし書ということで、一人会派というのが例外的な扱いということで皆様非常に抵抗があるということでしたので、そこでなるべく一人会派の方に違和感を持たれない形にしようという趣旨で、まず、会派をつくるというのは議会の運営をなるべく効率的にするためだと、その趣旨を残したいと思ひまして、「議員は、議会の運営に資するため、同一の理念を有する者と会派を構成する。」という文章を作りました。さらに、もちろん、同一の理念を持っている議員がいない場合、1人でも活動できるし、その活動が制限されることはないという意味で、第2号として「1人でも会派として届け出ることができる。」という文言を盛り込んではどうかということで提案をさせていただきました。

○森戸座長 ありがとうございます。

続きまして、日本共産党、お願いします。

○水上議員 共産党は、ここに書いたとおり、③を基本とするということで、会派の結成と少数会派の規定を分けて③のように書くと。それで、文言について語尾を変えました。「議員は、政策を中心とした理念を共有する者同士で、会派を結成するものとする。」と。「できます。」というのを「ものとする。」というふうに変えたいと。その次が、「会派は、1人の場合においても届け出ることができる。」と。「議員は」を「会派は」に置き換えて、「届け出ることができる。」ということにしました。これは、現状、議会が会派制を基本として成り立っているということがあるので、その辺を基本として明記しておく必要があるのではないかとということで、こういうことにしたと。会派制についていろいろな議論があるのは分かるんですが、会派は要らないとか、それぞれ議員一人ひとりでいいという話も出たとは思いますが、現状の小金井市議会も会派を基本として議会運営が行われているということは事実としてあると思いますから、その点を明記する上で「会派を結成するものとする。」という文言にしたということです。

○森戸座長 公明党。

○小林議員 公明党は③を基本としたいと思っております。理由としては、基本的には小金井市議会は会派を基本として運営を行っているということと、その一文の中に「1人を認める」とか「1人で構成し」とか「最少1人で」とかが入ってしまうと、この文章自体がぼやけてしまうということで、二つに分けていることを評価しております。そして、この二つに分けた後段の「1人の場合においても」というところは、やはり長年、小金井市議会で培われてきた一つの議会改革の象徴でもあるということで、単独の文章として残すということで③が一番近いということで考えております。

○森戸座長 続きまして、市議会民主党。

○鈴木議員 ここに書かせてもらったとおりなん

ですけど、三択にすることになるかどうかということも含めて少し議論してみたいなということをもまず先に申し上げておきたいと思っています。

前期、「ただし」ということで一人会派を例外とするという主張をしております。まずは、第2項のところを「同一の理念を共有する議員で構成し、活動する」という形にしてみました。これは、前回提案を頂いたところで、調布市の条例に倣ったということであります。ただ、ここは本当に議論が必要だと思うのは、基本的に会派というのは複数の議員で構成されるということ由市議会民主党としては確認したいという意見なんです。第1項のところは「結成できるものとする。」ということで、ここは第2項についてだから、それはまた後でやります。

○森戸座長 みんなの党。

○百瀬議員 私どもは①ということなんですが、何で①かというのと、②③は一人会派の扱いが基本的には例外規定であるということが強調されているような印象で、多少違和感がありまして、基本的には会派を組んで議会運営に当たるという大前提はあるにせよ、今まで小金井市議会が一人会派を認めつつ、それによって運営されていたということを見ると、②と③の表現の仕方に違和感があるので、①ということで、全体に文言を整理して、②と③の意味合いも入れつつ整理できて、なおかつ一人会派が、例外であるにせよ、尊重されてこなかったということはないので、その辺の表現がうまくできれば、特に①の文章の構成にこだわらざるつもりはありませんが、基本的には一人会派が例外であるということの強調がないような形にしていきたいなと考えております。

○森戸座長 生活者ネットワーク。

○林議員 生活者ネットワークも一人会派というのは例外規定ではないということで、これをミックスした形で、「政策を中心とした理念を共有する最少1人の議員で構成する。」ということにし

ました。「活動する」という文言は、第4条第1項で扱っているの、ここでは削除するのはどうかというのが意見です。

○森戸座長 これは「政策を中心とした」というのを入れるということですよ。線が引っ張ってあるところ。

改革連合。

○五十嵐議員 三択での提案だったものですから、②のところが一番近いのかなと思って選んだんですが、②か③かとも思ったんですが、第1項のところ「会派を結成することができる。」というふうに言った後での第2項だと思いますので、②の「同一の理念を有する議員で構成する。」という言い方でいいのかなと思います。それで、ちなみに、生活者ネットワークと同様で、「活動する」という表現がちょっとそこだけ飛び抜けて独立して、全体のつながりとしてどうかなという思いが私もしております、「構成する」というふうな形で言い切った方がいいのではないかなというふうにも思います。

○森戸座長 市民自治こがねい。

○片山議員 これまでの議論の中でこの3案というのが出てきたところで、③の調布市議会と同様のものがいいのではないかと思いましたが、もともとの原案の①、こちらの方で基本は進めていくべきではないかと思っていたので、これは賛成が多いということであれば、③案ということかと思ったんですが、今回、皆さんのご意見を見ると、かなりばらばらに分かれているので、これはまた調整が必要なものなのかなと思っています。ただ、③案で特化していいなと思っているところというのは、「会派を結成することができる」という、こういった文言になるかと思っているところです。また、「同一の理念」ではなく、「政策を中心とした理念」という言い方についても、こちらも取り上げていった方がいいかなと思っています。

○森戸座長 　こがねい市民会議。

○斎藤議員 　ここに書いてあるように①ということで、②③に関して言うと、一人会派は例外規定となっておりますので、これは絶対に賛成することはできません。国会のように何百人という議員がいる議会であれば、会派というのいろいろ評価するところもあると思うんですが、たかだか24人の議会の中で会派制度そのもの自体が私は必要ではないというふうに思っています、そのことにそこまで言及するつもりはありませんけれども、一人会派は是非認めていただきたいと思っております。それで、「議会運営に資する」とある方がおっしゃいましたけれども、結局は会派に持ち帰らなければいけないということが決してスムーズな運営になっているとは私は思っていないくて、会派制度そのもの自体の考え方を小金井市議会として出していかなければいけないかなど。もしここで一致できないのであれば、これは議会改革の中で差し戻して、そちらで議論していくという必要があると私は思っております。

○森戸座長 　すみません、ちょっと休憩します。

午前10時20分休憩

午前10時22分開議

○森戸座長 　再開いたします。

それでは、続きまして、小金井をおもしろくする会、お願いします。

○白井議員 　小金井をおもしろくする会としては③が適切かなと思っております。文言についても、調布市議会の条文をこのままここに書いていますが、これでいいと思っています。理由としましては、一人会派ということは小金井市議会の特徴の一つだということはこれまでも明らかにされてきたと、そこは繰り返し申しませんが、三択がある中で何で③を選んだかという、②はこの文章を見るだけで、ここが「ただし」というただし書で明らかに例外扱いというような表現になっていま

すので、それはこれまでの議会改革の成果がニュアンスとして反映されていないかなと思いますので、却下だと。①か③になったときに、できれば一文で構成している方が本当はいいですので、ただ、①の文言が、「同一の理念を有する」という言葉と「最少1人」という言葉がどうしても日本語として成り立たないのではないかなというふうに思いまして、そういった意味も含めて③が適切だと思っています。補足しますと、さっき片山議員もおっしゃられたように、③の文章が、「会派を結成することができる。」という言葉、「1人の場合においても会派として届け出ることができる」と、「できる」という言葉が私としてもいいと思っております。

○森戸座長 　ありがとうございます。

では、続きまして、2番目の第4条第3項の「少数会派の尊重」という文言について、①②③の3案の中でどうするかということであります。

自民党からお願いします。

○中山議員 　自由民主党は、「少数会派を尊重するものとし」というのを削除するというのは前のこの会議でも主張してきたことであるんですが、ここの部分を削除して、少数会派、最大会派、そういうのを関係なく、「全会派の活動を保障し」ということで、全会派の活動を保障した上で、「会派間の公平性を確保しなければならない」ということでご提案を申し上げます。会派の人数等にかかわらず、やはり市民の皆様方によって選ばれてきた議員が会派を結成し、そして議会運営に当たっているということであって、最大であろうが、最少であろうが、それは関係なく、全会派の活動が保障されるべきものであるというふうに考えます。

○森戸座長 　そうすると、基本的に①ということでいいんですかね。①に新たな提案ということですか。

○中山議員 　基本的に①であって、なぜそういう

表現を付け足したかといいますと、白井議員とか、ほかの方からもここを削除するのであればというご提案がありましたので、そういったところを含めてこのような表現が適切ではないかと考えました。

○森戸座長 ありがとうございます。

では、日本共産党。

○水上議員 共産党は②案を基本とするということで、第4条第3項になるわけですか、この部分に「少数会派の活動を保障する。」という文言を入れて、ここに書いたとおり整理したと。「議会は、議会運営等において、会派間の公平性を確保しなければならない。また、少数会派の活動を保障するものとする。」ということで、少数会派の活動を保障するということを入れるということなんですが、先ほど白井議員からも話があったんですけれども、少数会派の活動の保障というのは小金井市議会の議会改革で取り組んできた一つの伝統というふうに言ってもいいと思いますし、今の到達点があると思うんですね。ただ、他議会においては少数会派の活動が十分保障されているとは言えない現状があるということがこの間も明らかだと思っただけなんですけれども、そういうことを考えると、今までの到達点をしっかり踏まえて、そこから後退させずに更に発展させるということを進めると、「少数会派の活動を保障する。」という文言を入れておく必要があるのではないかとということで、こういうふうに整理したということです。

○森戸座長 公明党。

○小林議員 私たちは③ということで書かせていただいています。設問1の流れからして、付け加えるのが適切ではないかと考えております。案としては、裏面にありますけれども、第4条第3項として、「議会は、議会運営等において、会派間の公平性を確保し、少数会派の活動を保障するものとする。」ということで、あくまでも、少数、

多数にかかわらず、「会派間の公平性を確保し」ということがベースにあった上で、少数会派の活動もしっかりと保障していくということで、小金井市議会の特徴として、またこれからの流れとして③ということで考えております。

○森戸座長 市議会民主党。

○鈴木議員 ここに書いたとおりなんですが、①が一番近いと思うんですね。理由は後ろに書いてあります。少数会派の尊重ということは、逆に議員平等の原則、多数決の原則に反するという考えです。そこで、ここは、「議会は」というところを「議員は」ということに直しています。

○森戸座長 みんなの党。

○百瀬議員 単純に①は削除なんですが、結論として②が組み込まれるというか、基本的には尊重という言葉に非常に違和感があって、原則的にその活動が保障されているというのが単純に表現できればいいのかなということで、「議会は、議会運営等において少数会派の活動を保障し、会派間の公平性を確保しなければならない。」というのが私どもの主張です。

○森戸座長 生活者ネットワーク。

○林議員 1からの流れで、生活者ネットワークは会派が複数でも、例えば1人でもというような別をなくしていますので、ここでは③が適当ではないかと考えています。「少数会派」という言葉が出てくることによって、どうしても別々なものだよというようなことにつながっていくのではないかと考えましたので、「会派間の公平性を確保しなければならない。」という形がいいと思います。

○森戸座長 改革連合。

○五十嵐議員 改革連合は三択の中では①を選んでいます。裏面に、ここを削除だけだとちょっと条文としてどうかなという思いもありまして、これまでの議論の中から、例えば「1人ずつの議員として対等な活動を保障し」というような文言

を入れたらどうかというのが改革連合の考え方で
す。

○森戸座長 続きまして、市民自治こがねい。

○片山議員 私は、ごめんなさい、空白になって
いますが、後ろの方に書いてあります。②案とい
うことで書いているんですが、「少数会派の尊
重」という文言があることで、これまで小金井市
議会で一人会派の活動が保障されて、そして多様
な意見が出てきたというような経緯がありました
ので、私は本来は非常に重要だと思っているん
です。ただ、この間の議論の中で全ての議員の活
動を保障するべきであるというような意見が出て
きて、そういった考えというのは本質的には、本
来、そういった全ての議員の活動を保障する、尊
重するというような考えに立つためだというのは
私も思いましたので、こういった議論の上であ
れば、「少数会派の尊重」ということをそんなにと
りわけ強調するというでなくていいのかと思
いました。ただ、その上で、それであっても、
これからこの先の小金井市議会がどういった構
成になっていくのか分かりませんので、これまでの
議会の流れをきちんと受け継いでいくためにも
「少数会派の活動を保障する。」という文言をせ
めて入れておくということが必要ではないかと思
います。

○森戸座長 続きまして、こがねい市民会議。

○斎藤議員 今までの議論で「少数会派の尊重」
というのはこの中では一致して、もう要らないと
いうふうに私はなっていると思っていまして、そ
れに代わる言葉とすれば、「活動の保障」という
ことなんでしょうというふうに思っています。第2
項との関係で、ここに書いてあるように、ただし
書で規定される少数会派だということになれば、
それは活動の保障ということが必要になってくる
と思うんですけれども、そうではなくて、会派と
いうのは1人以上の間で構成するという形にな
れば、あえて「保障する」なんていう言葉を書く

こと自体が私は差別していることになると思
いますので、第2項と併せて考えていただきたい
と思います。

○森戸座長 続きまして、小金井をおもしろく
する会。

○白井議員 私は②が適切かなと。「少数会派の
活動を保障する。」という言葉がいいと思うん
です。「尊重する」というのは、さっき斎藤議員も
おっしゃったように、尊いものとして扱うみた
いな意味合いなので、私はなじまないと思
います。確かに、会派は1人で構成することができ
るとい趣旨の文言が仮に入るとしても、それは単
に会派を構成するというだけの条文にすぎない
と思っ
ているんですよ。だとしても、「少数会派」と
いう言葉がやはり小金井市議会のこれまでの議
会改革の特徴だということは、前にも述べまし
たが、シンポジウムやら、どこかで小金井市議
会を紹介するときに必ず入っていた文言なので、
これが全会派となったときにその特徴が分から
なくなってしまうと思うんです。それは、全
国、少数会派をどのように扱っているか、どう
いった活動を保障しているかというところを比
べてみても、小金井市議会は「少数会派」と
いう言葉でその活動を保障しているということが
特徴としてやはり表すことができると思
いますので、そういった意味でも「少数会派の
活動を保障する」ということをき
ちり明記するべきだと私は思います。

○森戸座長 続きまして、提案条文3、第4条第
5項の会派代表者会議を条例に盛り込むかどう
か、この点について各会派からのご意見を頂
きます。

自由民主党。

○湯沢議員 自由民主党は、会派代表者会議は
明記すべきではないと考えます。現在、会派代
表者会議は議員ですら傍聴が認められていない
わけですが、明記するとしたら会派代表者会議
の定義をすべきだと思うんですが、その定義を
することは現状に鑑みて非常に困難ではないか
と思います

ので、また、会派代表者会議を盛り込んで、新たにほかの会議を設置するというのは、ちょっと煩雑というか、どんどん会議が増えていってしまうというのも妥当ではないと思いますので、明記はすべきではないと主張させていただきました。

○森戸座長 日本共産党。

○水上議員 共産党は、条例案文現行のままで行くということで、会派代表者会議は明記することになります。基本的に公開していくということが前提にあって、議会の中で行われている会議についても、議会基本条例に載っていない会議があるというのはやはりおかしいことだということで規定をしていく、載せていくことが必要だというふうに思います。ただ、非公開の場合もあり得るということを書いておりますけれども、公開することが市民や市に不利益を及ぼすと考えられるものについて、会派代表者会議の運用で非公開もあり得るとして、何か別の会議を設けるのではなくて、会派代表者会議の休憩や協議会という形で非公開の運用をしていくというふうに対応していったらどうかと考えております。

○森戸座長 続きまして、公明党。

○小林議員 会派代表者会議の連絡、調整、様々な内容を鑑みると、②としてこちらには記載しないということが我が会派の意見です。

○森戸座長 市議会民主党。

○鈴木議員 ②で構わないという考えです。「申し合わせ事項の範囲で開催する」というところで大丈夫だと思います。

○森戸座長 みんなの党。

○百瀬議員 私どもは条例には明記すべきなのかなという考えに立ちますが、基本的にはここは、例えば行政でやっていらっしゃる庁議というような形で非公開の、ある意味では、議会であれば、申し合わせ事項などで行われるべきなのではないかと考えております。

○森戸座長 生活者ネットワーク。

○林議員 前回までの議論を聞いていて、会派代表者会議という言葉はどういうのかなというふうに思いましたので、中身の方としては②に近いです。申し合わせ事項の範囲で会派代表者会議は開催してはどうかと考えています。ただ、この第4条がそもそも会派の構成と在り方を規定しているものなので、会派代表者会議については第5条の方に書いてはどうかと提案します。

○森戸座長 改革連合。

○五十嵐議員 改革連合としては、②の「会派代表者会議を記述しない。申し合わせ事項の範囲で開催する」に賛成したいと思います。理由は、裏面に書いておりますとおり、様々なレベルのテーマを取り扱うことから、申し合わせ事項で対応することに賛成することなんですけど、それと同時に、新たにまた非公開の協議会などの設置ということになると、煩雑になってくるというのも理由として挙げておきたいと思います。

○森戸座長 市民自治こがねい。

○片山議員 私は①ということで、会派代表者会議は、公開というか、記載すべきだと考えています。第4条第5項では、これは会派のくくりですので、会派代表者会議というものを書いて、必要な事項は別というふうに書いてあるわけですから、別に記載することについてはこれから話し合うということになると思うんですが、基本的に会派代表者会議というものが開かれているということはあるわけですから、これをあえて条例から削除するということはあり得ないだろうと考えています。①に書いてあるように、どういうふうな非公開の場をつくるのか、そういったものを書いていくのかというのはまた別の項目ということになると思うんですけども、会派代表者会議というものを削除するということはしない方がいいのではないかと考えています。

○森戸座長 こがねい市民会議。

○斎藤議員 これまで発言してきた内容と若干変

更するというので、大変申し訳ありません。会派代表者会議自体を条例には入れない方がいいというよりも、本来、会派代表者会議はなくてもいいのではないかなと私は思っておりまして、そういうことを協議するのであれば、新たに議会基本条例策定代表者会議のような形であればいいというふうに思っておりまして、現状の会派代表者会議は記述しないでいいというふうに考え方を変えました。

○森戸座長 小金井をおもしろくする会。

○白井議員 悩みましたが、会派代表者会議は条文に記載しないという判断でございます。記載するとすると、公開するという形になると思うんですが、公開した際のメリット・デメリットを考えますと、公開しない方が良いという判断でございます。メリットとして考えられるのは、基本的に透明性ができるということだと思っておりますが、実際、これまで会派代表者会議を経験した限りでは、重要な案件とか人事案件、もしくは他市が絡む重要な案件とかを含めて、当然、非公開で協議的に話し合われることになるはずなんですよ。それは否定できないということで、そうすると、本来、公開することによって、見たいもの、知りたいことは、基本的にはまた別の協議会をつくって議論せざるを得ないので、そこに労力と、場合によってはコストもかかり得るということになると思いますので、基本的には公開しない、条文には記載しないという形で私はいいと思います。

○森戸座長 それでは、続きまして、提案条文4番目、第3章の構成で、広報・広聴活動について第3章に盛り込むかどうか、この点について、自由民主党。

○湯沢議員 盛り込んだ方がいいと思います。内容的にも、ここに入るのが妥当であると思えますし、形式的にも章立てが余り増えるのは望ましくないかなと思います。

○森戸座長 日本共産党。

○水上議員 共産党は合体した方がいいということで、前回提案したとおりということです。

○森戸座長 公明党。

○小林議員 別の条として第3章の中に入れるというのが公明党の案です。

○森戸座長 市議会民主党。

○鈴木議員 小金井をおもしろくする会の、第1項は要らないのではないかと、ここに書いたとおりなんですけれども、まず、この中では第3項の追加には賛成ということです。もしかしてこれは答えとかみ合っていないのかな。かみ合っていますか。

○森戸座長 第3章に盛り込むことは賛成ですよ。

○鈴木議員 そういうことです。

○森戸座長 ということですよ。小金井をおもしろくする会というお話もあって、いいのかな。

○鈴木議員 はい。

○森戸座長 これは賛成です。

みんなの党。

○百瀬議員 第3章、市民と議会の関係の中で広報広聴活動というと多少違和感があるのかなということで、別々に整理した方が私どもはいいと思っております。

○森戸座長 生活者ネットワーク。

○林議員 生活者ネットワークは、第3章に含めた方がいいというふうに考えています。具体的な条文としてはいいと思いますが、「議会は、市議会ホームページ等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用する。市民の知る権利を保障し、多くの市民が議会および市政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。議会は、市民の声を反映させ、市民の知る権利を保障するための活動を行うため、広報広聴委員会を設置する。広報広聴委員会に関することは、別に定める」というふうにしたいと考えています。

○森戸座長 改革連合。

○五十嵐議員 改革連合は、前回提案させていただいたように、第3章に合体する方に賛成で、条文としてはこのような形でどうかということで、そこに記載をさせていただきました。なお、裏面に意見がちょっと書いてございますが、条文の中は余り具体的にせず、「多様な方法を用いて」という表現にとどめて、逐条解説等で具体的にした方が良いのではないかとというのが改革連合の意見です。

○森戸座長 市民自治こがねい。

○片山議員 私は第3章に含めた方がいいという考えなんです、具体的な項目をきちんと提案していなくて申し訳ありませんでした。広報広聴活動についてこれまでの議論の中でも、後回しというか、まだ具体的な形でできていなかったということがあるものですから、今回、こういった提案が出てきたところで、やはり議会報告会が第3章の中に入っていたりとか、ほかの項目についても広聴活動的なものがあるものを整理しながら、第3章に含めていくという形がいいのかなというふうに思っているところです。

○森戸座長 こがねい市民会議。

○斎藤議員 このとおり、第3章に盛り込んだ方がいいと思います。

○森戸座長 小金井をおもしろくする会。

○白井議員 前回提案していますので、当然ですけども、ここに盛り込むと。一応補足しておきますと、小金井市議会は、何分、議論の仕組みとか議会運営の仕組みは非常に改革が進んできた方だと思うんですけども、市民アンケートにあったように、市民とのコミュニケーションについてはちょっとおろそかになった部分があったのではないかと、そこは強化すべきという、それもアンケートの結果を踏まえて、そういうエビデンスがあるものですから、それを踏まえて強化していく、取り組んでいく、そういう意思も含めて、私はで

きるだけ具体的に盛り込んだ方がいいと思っていて、ただ、具体的というのは、これこれというよりは、考え方を具体的に盛り込んだ方がいいと。前回、条文を提案していますので、それをもって意見とさせていただきます。

○森戸座長 それでは、続きまして、5番目、広報広聴委員会についてであります。広報広聴委員会の設置等について持ち帰っていただいております。

自由民主党。

○湯沢議員 とりあえず、ここでは議会報編集委員会を段階的に拡大していく形がいいのではないかと書いて書きましたが、もし広報委員会の設置を考えるのであれば、ここではなく、議会運営委員会の方で議論をすべきかと思います。

○森戸座長 日本共産党。

○水上議員 共産党は、前回提案したとおり、広報委員会とするということです。

○森戸座長 公明党。

○小林議員 公明党は、広報広聴委員会として特別委員会を視野に入れ考えてみたいということで考えています。

○森戸座長 続いて、市議会民主党。

○鈴木議員 ここに書かせてもらったとおりなんです、議会報編集委員会の機能の拡充を検討したいというふうに考えています。

○森戸座長 みんなの党。

○百瀬議員 常任委員会として広報広聴委員会の設置を私どもは望んでいます。

○森戸座長 生活者ネットワーク。

○林議員 常任の広報広聴委員会が望ましいと考えています。

○森戸座長 改革連合。

○五十嵐議員 広報委員会を否定するものではありませんけれども、議会基本条例を策定する過程では現状のまとめとして広報委員会の議論は議会運営委員会ですべきではないかと考えております。

○森戸座長 市民自治こがねい。

○片山議員 広報委員会なのか、広聴委員会なのか、広聴も含むのかというところもあるのかなと思っているんですけども、私は広報広聴委員会というふうにすべきだと思っているんですね。議会報ということもありますし、また議会ホームページとか、違う手段ということについても検討するという方法的なものの検討を、今の議会報だけではなく、もう少しきちんとした機関で議論すべきだと思いますし、また広報と広聴が重なる形としての議会報告会となるのでしょうか、またアンケートなどのこともあると思うんですけども、こういった活動をする上でやはり広報広聴委員会という形を設置していくと、スムーズに議会運営ができるのではないかと考えています。

○森戸座長 こがねい市民会議。

○斎藤議員 「広報広聴委員会を設置することができる。」という程度の表現にとどめておく方がいいのではないかとこのように思っています。今、試行的に活動して、それが本当に有効な活動ができるのであれば、これは委員会に格上げすることができるというルールだけ残しておく方がいいと思います。恐らく、私は、委員会を設置しても、毎定例議会、毎閉会中に活発な議論がなされるとは余り思えないというのがあります。

○森戸座長 小金井をおもしろくする会。

○白井議員 広報委員会を設置すべきだというふうに思っております。理由は先ほども述べましたので、ここは割愛いたします。

○森戸座長 続きまして、提案条文6の第5条第1項、公開しない場合についての規定についてです。

自民党からお願いします。

○湯沢議員 書いてあるとおりで、原案で構わないと思いますが、ただ、非公開とする趣旨を没却しない程度の記載にとどめることは逐条解説に明記する必要があると思います。

○森戸座長 日本共産党。

○水上議員 共産党は、条例案文現行のままということで、「その理由を明らかにしなければならぬ」という文言を入れておくと。例えば個人情報に関するものなど、できる範囲での一定の説明はできるし、必要であるということから、そういうふうにいたしました。

○森戸座長 公明党。

○小林議員 特別な記載は必要ないと考えております。理由としては、議会運営の次第等の中で最低限のことは読み上げられると考えるからです。

○森戸座長 市議会民主党。

○鈴木議員 公開しない場合についてということですね。「ただし、公開しない場合については」という以降は必要ないというのが民主党の考えです。秘密の理由を述べるということについて、私は適切ではないというふうに考えているということでもあります。

○森戸座長 みんなの党。

○百瀬議員 ただし書以降、「ただし、法律の規定に基づき秘密会を行うときは、その理由を明らかにしなければならない。」というような文章で済むかと思います。

○森戸座長 生活者ネットワーク。

○林議員 現段階でも会派代表者会議も同じ意味です。このことについて話し合いを持ったというような、最低限の情報は公開されていますので、公開できる範囲というのは説明をするべきだと考えています。

○森戸座長 改革連合。

○五十嵐議員 ちょっと悩んだ末での妥協の表現なんです、「公開しない場合については、できる範囲でその理由を明らかにするものとする。」というような表現にしました。理由は裏面に書いてありますが、公開しない理由を述べること自体が問題になることもあるかもしれないということから、市民に分かるような理由の述べ方を工夫す

る余地を残した表現にしたつもりでございます。

○森戸座長 市民自治こがねい。

○片山議員 私も書いてあるとおり、原則公開です。公開しない場合ということについては、その理由を明らかにするということは当然のことかと思えます。先ほど、五十嵐議員がおっしゃったような形で検討するということも必要かなというふうに思いました。

○森戸座長 こがねい市民会議。

○斎藤議員 第5条第1項の後半部分、「なお、公開しない場合については」のところに代えて、「公開することが適当でない場合は秘密会とする。」と、この程度の表現でいいと思えます。

○森戸座長 小金井をおもしろくする会。

○白井議員 条文はそのままいいと思えます。その条文は、「公開しない場合、その理由を明らかにしなければならない。」ということは僕は大事だと思っています。なぜかという、やはり原則公開ですから、非公開にするんだったら、その説明を一定の割合でしないといけない。非公開の理由の説明については、例えば教育委員会とか他市の事例を参考にして、非公開、要するに内容が分からない範囲で説明は可能だと思えますので、必ず理由を明らかにするということを明記すべきだと思えます。

○森戸座長 それでは、提案条文7、第5条、小金井をおもしろくする会提案の第1項と第4項は新たな提案です。これらについての意見を開陳していただければと思います。

自由民主党。

○湯沢議員 とりあえず、今の表記のままではちょっと範囲が明確ではなく、広範過ぎるので、今のままでは難しいと考えています。

○森戸座長 日本共産党。

○水上議員 共産党は、第1項は「議会は市民に対して情報を公開するとともに、説明責任を果たすよう努める。」ということにして、第4項は入

れないと。公開するものとして必要あると考えるものは、逐条解説で第1項の情報公開についての考え方を記述するというふうにしてはどうかと考えております。あと、「情報の共有化」という言葉があるんですが、共有化ということになると、僕らの情報と市民と共有するということになりますよね。それは実際上難しいのではないかとこのように思いますし、議員だけが知り得ている情報というものやはり実際上あるので、共有化というのはそういう点からちょっとそぐわないのではないかとこのことで、これは削除した。また、第4項の議会活動といった場合に、定義が不明確で、非常に広範囲にわたる可能性があると考えられるので、そういう点からちょっとふさわしくないのではないかとこのように提案したということです。

○森戸座長 公明党。

○小林議員 非常に理想的な提案だと思いますけれども、現実を考えると、多少、公開できない内容もありますので、このようにはいかないのではないかと考えております。

○森戸座長 ということは、第1項は直すという感じですか。残してもいいけど……。

○小林議員 具体的なところはまだですね。

○森戸座長 分かりました。三角ぐらいですかね。市議会民主党。

○鈴木議員 ここに記載したとおりなんですが、第1項については必要ないです。第4項なんですが、裏面のところに書かせてもらったんですけど、第1項との関係がなかなか理解できないなことなんです。第1項はなぜ必要がないかと、広報の充実でいいのではないかとこのように考えています。議会の説明責任というのは議会報告会をやるという形で私たちは考えているので、必要ないのではないかとこのことです。

第4項は二重規定にならないかということを受け止めています。議会活動の定義がやはり不明瞭

だということで、ここに記載したとおり、作業量が増えるということがどうなのかなということから、原案のままでいいという意見です。

○森戸座長 みんなの党。

○百瀬議員 第1項に関しては、ここに書いたとおり、「議会は市民に対して情報公開と共有化を徹底しなければならない」、こう書いたんですが、公明党の「努める」という言い方もいいのかなと思います。要は、公開と共有化というのを同じ比重に扱って努力しなければいけないということを盛り込むべきだと考えております。

あと、新提案の第4項に関しては、この趣旨は異論がないんですが、実質、この表現が適切なのかということに対してどうしたらいいという、削除すべきというふうにもちょっと考えていないし、この辺の表現が難しいなということで思案中です。

○森戸座長 生活者ネットワーク。

○林議員 前回までの議論で少し話しかけたと思うんですが、小金井をおもしろくする会提案の第5条は、たたき台の第2条の方に移してはどうかと考えています。第4項の方なんですけれども、「情報公開を徹底し」というところでの逐条解説に委ねて、項目としては削除してはどうかと考えています。

○森戸座長 基本的にはオーケーということですね。

改革連合。

○五十嵐議員 第1項は設けないということで、第2条とのそごが生じるということが理由なんですけど、すみません、私、第4項に関してちょっと勘違いしまして、これは第5条第4項ではなくて、第6条第4項のことを書いてしまいましたので、ここの3行は削除していただきたいと思えます。改めて、第5条第4項については、今の段階ではいろいろ調整が必要ではないかということで、このまま了承というわけにはいかないという意見だけ申し上げておきます。

○森戸座長 市民自治こがねい。

○片山議員 裏面に意見を書いております。情報公開徹底というのは、基本的に情報公開条例にのっとって今、徹底しているはずだと思っているんですね。そういった意味では、それ以上のことは共有して何かここで合意を得たものをつくらなければいけないなと思っていて、それがなかなか難しいなと思っています。どういった段階で、徹底ということの合意が取ればここに載せてもいいのではないかと思います、それを確認しなければいけないかなと思っています。共有化についても、人によって違うなと思っていますので、これも合意が何か取れているようなことがここで確認できるのであれば、これも逐条解説にきちんと載せるべきであると思うんですね。それができるのであれば、ここに載せてもいいのではないかと思います。説明責任を果たさなければならないというのは当然なので、これは載せていかなければいけないなと思っていますが、これも議会報告会ということを念頭に置きながらということの確認をしながらということになるかなと思います。

それから、第4項についてですけれども、これも書いてあります。これも、どの情報がということについては共有できていないなと思っていますが、やはり情報公開条例が基本としてあるので、それ以上のものということについてはここでの合意が必要ですし、またそれ以上ということでも逐条解説にどういうふうにかけるかということについても確認をしながらになるかなと思いますので、そういった合意が取ればここに書いてもいいのかもしれませんが、今の段階では難しいのかもしれないというふうに思っているところです。

○森戸座長 そうすると、マル・バツ・三角でいうと、何になりますかね。三角ですか。第1項、第4項とも三角、分かりました。

それでは、こがねい市民会議。

○斎藤議員 小金井をおもしろくする会の第5条

第1項に関しては、趣旨として第2条に入っているというのも一つあるかと思うんですが、ここで市民と議会の関係ということで改めてこのような表現、情報公開、情報共有、説明責任、私はあってもいいというふうに思っております。ただ、それを入れた場合に条文としての構成とすれば、その後を号にしていく必要があるのではないかと、いうふうに思っております。

第4項に関して、ここに書いてあります情報公開というのを、情報公開条例によって全ての情報は公開されております。ここでいう情報公開を議会からの情報提供というふうに捉えるのであれば、これはなかなか分量的に難しいところがあるので、どういう情報があるかということを一覧表を作成して情報提供すると、それに基づいて必要なところを検索することができるというような形はいかがかなと思っております。ただ、これをやるには、この議会基本条例策定代表者会議だけではなくて、議会改革というような形で一定の議論は必要だと思っております。

○森戸座長 第4項は三角、バツ……。

○斎藤議員 三角です。

○森戸座長 三角ですね。

小金井をおもしろくする会は提案者なので、よろしいですね。

では、続きまして、8番目、第5条の議会日程を事前に周知することについて条文規定するかどうかであります。

では、自由民主党。

○中山議員 自由民主党は、条文としては細か過ぎる内容でありまして、市民から現状、そして運用上、議会運営上、特にクレーム、要望もない限り、あえて規定する必要はないと考えております。これは議会基本条例の策定について全体的なことではありますが、現実の運用や議会運営を考えて、全体では極力理念を規定するように我々は努めるべきだと思っております。そのことが市民に分

かりやすいシンプルな条例になると思っております。その方向で考えております。

○森戸座長 日本共産党。

○水上議員 共産党は入れる必要はないのではないかと、いうことで、現在も周知の手だてはとられているということと、あと具体的な文言をこの部分に入れるというのはちょっとそぐわないのではないかと、いうことです。

○森戸座長 公明党。

○小林議員 現在の運用の中でも行われていると考えているのと、条文として定めるのは違和感があるということです。

○森戸座長 市議会民主党。

○鈴木議員 現状で構わないということです。

○森戸座長 みんなの党。

○百瀬議員 要は現状のとおりで、条文の中の「傍聴しやすい環境を整える」というところに含まれるので、特に規定する必要はないのかなと思っております。

○森戸座長 生活者ネットワーク。

○林議員 事前にお知らせは今でもしていますので、条文を規定する必要はないかと考えています。ただ、見せ方については、広報広聴委員会だとか議会運営委員会などでも更に議論をしていくことが必要だと考えています。

○森戸座長 改革連合。

○五十嵐議員 議会日程の事前周知を条文に明文化する必要はないのではないかと、思っております。公開するということの中に当然周知が含まれていると考えております。

○森戸座長 市民自治こがねい。

○片山議員 私はあえて、規定というか、加えてもいいのではないかと、思っているんですね。というのは、例えば市のホームページに載っている審議会などについても、各課の意識によってかなりお知らせの仕方が違うというか、載せるのを忘れてしまったとかという形で周知ができていない場

合などもあるんですよ。議会の場合はかなり議会議務局もしっかりしているし、当然、事前に告知するという事はシステムティックにできていると思うんですけども、市議会がこういった形でやっているんだということをしっかり示していきながら、ほかの市の審議会とか、そういった市民に知らせていくものについてお手本となるような形になっていくようなことをするべきではないかなと思ひまして、あえてこういったことを書いておくことは必要かなと思ひました。

○森戸座長　こがねい市民会議。

○斎藤議員　条例の条文としては記述する必要はない、せいぜい申し合わせのレベルで周知が徹底されていけばいいのではないかなと思ひます。

○森戸座長　小金井をおもしろくする会は提案者なので。

○白井議員　前もちょっと言いましたけど、繰り返しになりますが、周知するというのは、広く知れわたっている状態にすることでありまして、ホームページに出しているのは単なる公開であるんですよ。では、どういうふうに周知できるのかと言われると、今すぐ答えは出せないんですけども、あくまで条文の提案としては努めることとさせていただきます。確かに、中山議員もおっしゃったように、余り細か過ぎることを条文に入れ込み過ぎるのはどうかというところはよく分かるんですが、私は非常に危機感を持っているつもりなんですよね。要するに、市民アンケートの話もしましたけれども、いかに関心を持ってもらえるか、議会のこと、議員のことを知ってもらえるか、そして二代表制の仕組みのことも知ってもらえるか、それがないと議員の存在意義なんていうのは、ないとは言わないですけど、やはり認知してもらっていないというのが事実なので、それをするためには、例えばこういう周知、要するに広く知れわたるためにはどうしていかうかということを議会の場で常に検討し続ける、それに取

り組み続ける、そういう姿勢が僕は大事なのではないかなと。そういった意識でこういった言葉を入れさせていただきました。ちなみに、これは多摩市議会の条文を参考にしたものなので、残念ながら、小金井市議会はこれでいけないということは、多摩市議会よりも消極的なのかなという感想を持っております。

○斎藤議員　条文の中に何か入っていれば、それがすばらしいということではなくて、そのほかで言い換える部分がいっぱいあるわけです。公開するとか、条文の公正性とか、透明性ということもうたっているんで、わざわざここで日程というふうにこだわるのが、私は逆に条例自体の品位を下げるというふうに思っています。

○森戸座長　いろいろご意見があると思ひますので、これはまた。

では、次に行きます。9番目、第6条の公聴会と参考人制度についてです。原案の第1項と第2項については、公聴会と参考人制度は質が違うのではないかと、別の条文にするかどうかについてであります。

自由民主党。

○湯沢議員　まず、ここは公聴会と参考人制度についてなんですが、これはそもそも地方自治法第115条の2に定められている制度ですけど、公聴会は「真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者から意見を聴く」、参考人制度の方は「地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときに参考人の出頭を求める」という制度として定義されておりますので、この後に「市民等の意見を聴取する機会の確保に」とつなげるのは、もともとの地方自治法の趣旨と異なるのではないかなという疑問があります。そこで、その疑問と一緒に考えて条文を整理してみたいんですが、第2項で「議会は、議案等の審査に当たり、必要に応じて市民の意見を聴く機会を設ける。」、これはもともとの原案の第6条の第3項ほぼその

ままなんですけど、ここに「必要に応じて市民の意見を聴く機会を設ける。」ということも、形式を限定しないで趣旨を入れているので、あえて公聴会や参考人の後に「市民の意見を聴く」ということを入れる必要はないのではないかと思います。同じ言葉を重ねるのもしつこいなという気持ちがありますので、そういう趣旨でこの第6条を3項に整理させてもらいました。

○森戸座長 日本共産党。

○水上議員 日本共産党は、第1項、第2項についてはやはり質が違うということを改めて考えて、両方とも「自己研さん・調査・研修・政策立案」の章の「政策・立案」に持っていくということで、前回提案した共産党案もそのように変更したいと思えます。

○森戸座長 公明党。

○小林議員 原案の第1項と第2項は質が違うという見解であります。別な条文を立てるべきであり、第6条のそれ以外の部分は原案どおりということで、裏面の方に参考として東村山市議会の第15条ということで記載をさせていただいております。

○森戸座長 市議会民主党。

○鈴木議員 ここにも書いたんですけど、制度は別なんですけど、第6条全体のまとまりで考えた方がいいのかなというふうに考えるんですね。それは、裏にも書かせてもらったんですけど、まず、「連携」の表現、シンプルに言うと、ここに違和感を感じているということ。間接民主制、今の議会制度を大事にしていくという観点でどうかというふうに現在考えているということ。それと、もともとの原案が「積極的に」というところに比重が置かれていたのかなというふうに思っています。そこで、まとめ方ということについては皆さんの意見を伺いながらもう少し考えてみたいと思っています。それから、市民の意見を聴く機会というのは具体的に何かというところも、しっか

り押さえておくべきだろうなというふうに考えています。

○森戸座長 みんなの党。

○百瀬議員 第1項と第2項、参考人制度と公聴会制度というのは質が違うので、別の条文にすべきだというふうに考えております。

それと、参考人制度の記述として、例えば「専門的又は政策的学識等を聴取」というふうにあるんですが、例えば事実関係の把握や追求についても活用されるべきものでないかと考えておりました。それをどう表現するのかというのを考えております。

それと、表題の「市民の声を反映させる議会」ということは分かるんですが、多少上から目線みたいに感じて、私はどちらかという、もうちょっと謙虚に「意見の聴取」だとか「意見を聴く議会」というような表現にした方が適切ではないかなと思います。

それと併せて、小金井をおもしろくする会からの「市民と連携する議会」というのも、先ほど民主党の鈴木議員がおっしゃったように、私もちょっと違和感を感じていまして、連携するというのは意図は分かるんですが、最終的にしきれない場合も議会としてあるのかなというふうに考えております。

○森戸座長 生活者ネットワーク。

○林議員 現在のままでいいと考えています。ここに書いてある、市民の声を反映させるということで、広い意味では市民の声を聴くということになると考えますので、そのままでいいと思っています。

○森戸座長 改革連合。

○五十嵐議員 公聴会制度と参考人制度は別の条文にすることに賛成です。というのは、湯沢議員の方からも説明されたように、法律に基づいて目的とかがはっきりしている制度なので、きっと別に細かいルールが必要になるのではないかと思います。

まして、扱いとしては別にした方がいいのではないかというふうに思います。ただ、条文そのものを別にすればいいのか、それとも自由民主党のような書き方にまとまるのかはまだ検討していませんが、扱いのレベルは違うというふうに認識しております。

○森戸座長 市民自治こがねい。

○片山議員 このままでも良いと思われるものとしては、公聴会制度であるとか参考人制度というのを市民としては余りよく分からないと思うんですね。実際、私はこの4年間の議会の中で参考人を扱ったことはなかったんですね。そういった記憶はないなと思います。また、公聴会については、最後の段階で議会運営委員会で行ったり、総務企画委員会でも若干あったような気がしますが、そういった本当にレアなケースとしてしか行われていないということがあるので、ですので、積極的に活用ということがあえてここで入ってきているのかなと思っています。そういった意味で市民に開かれた議会というか、反映させる議会というのかな、今後どうなるか分かりませんが、そういったくくりの中で示していくということは、分かりやすさとしては必要かなと思います。ただ、より強調するという、しっかりと整えて、この制度を使っていくためにもっとしっかりとした条文にしていくという意味で、ほかの場所に定めるということについても特に反対するわけではありません。それは組み方によるかなと思っています。

○森戸座長 こがねい市民会議。

○斎藤議員 参考人・公聴会制度は地方自治法で定められていることなので、その範囲で言うだけであれば、この条文の中に入れてくる必要は全くないということで、別の条文のところで規定するというのであれば、その内容も含めてちょっと提案していただきたいんですね。この市民と議会との関係という中で公聴会・参考人ということで

あれば、参考人制度・公聴会制度のその一部分を市民の意見を聴く制度として利用するというところで、ここで改めて表現しているというふうに私は思っております。もとの文章で私はいいと思っております。

○森戸座長 小金井をおもしろくする会。

○白井議員 私もまだ調査は不十分なんですが、今の考え方、今の条文でいいと思います。要するにこの章に入れるということでもいいと思います。手続と対象者は異なる制度であるんですけども、目的としては、市民等から審査のために意見を聴くということに変わりはないと思っておりますので、この条文に入れるのが私は適切だと今は判断しております。

○森戸座長 続きまして、10番目、第6条であります。パブリックコメントを始め、アンケートの取扱い、また共産党、白井議員の書き方を含めて各党派のご意見を頂ければと思います。

自由民主党。

○湯沢議員 すみません、これは書き間違いで、3分の2以上と書くつもりでした。3分の1ではなく、3分の2です。すみません。

パブリックコメントができると書く場合には、やはり具体的な数値を書く必要があるのかなと思います。具体的な手続が定まっていなくて、せっかく規定しても使われないままになってしまうおそれがありますので。ただ、数値に関しては3分の2に特にこだわる必要がなくて、適切な数字を入れればいいのかと思います。

あと、広聴については、アンケートなど具体的な方法を書く必要がなくて、その場その場に応じて適切な方法をとればいだろうと考えております。

○森戸座長 ということは、パブリックコメントは盛り込んだ方がいいということで。

○湯沢議員 そうです。

○森戸座長 日本共産党。

○水上議員 共産党は前回提案したとおりで、議員提案の条例のパブリックコメントについては、全会一致のものを対象とするということです。

○森戸座長 パブリックコメントという文言は。

○水上議員 パブリックコメントという文言は入っていないと思いますので、手段ということになっています。

○森戸座長 公明党。

○小林議員 パブリックコメントについては条例にはうたわれない。アンケートなどの方法については逐条解説に盛り込むか、検討の余地ありということ。

○森戸座長 共産党、小金井をおもしろくする会、いずれの提案も選択しないということですね。分かりました。

市議会民主党。

○鈴木議員 これも少しまだ悩みつつであります。記述するのであれば、多摩市の仕方がいいのかというふうに思ったんですね。多摩市の場合、「議会報告会及び意見交換会、パブリックコメント、アンケート調査等以上3点のうち必要なものをを用いる」という書き方なんです。あとは、この裏の意見に書かせていただいたとおりなんですけど、また別の考えですけど、これをあえて書く必要があるかどうか、あえて必要ないのかなとも思っているという、現状、そういうふうを考えております。

○森戸座長 ということは三角ですね。

○鈴木議員 三角ですね。

○森戸座長 みんなの党。

○百瀬議員 パブリックコメントにつきましてはできる規定とするということで、実際の技術的な話は、9、第5条に記述するのかなと思いますので、原案の第6条においては市民の声を反映させるという、この意図、理念を素直に表現するだけでいいのではないかと、アンケート等の具体的な手法は広報・広聴活動の章で具体的に書いたら

かがかという意見であります。

○森戸座長 パブリックコメントは入れるということですかね。①は入れると。

生活者ネットワーク。

○林議員 これまでは共産党の説明の中で、問題やその他の手段というところでパブリックコメントが含まれているということでしたので、パブリックコメントという言葉を入れずに、運営の中で考えていけばいいかなと思っています。

そして、第6条全体も共産党の条例の文案ではないのかと考えています。

○森戸座長 改革連合。

○五十嵐議員 私は原則としてパブリックコメントを行うというような表現をどこかに入れたいと思っています。

それから、「大方の」というその数値化なんですけれども、以前に3分の2とか4分の3とかという表現もあったかと思うんですが、可決要件というのは過半数ということになると思いますので、それを表現すべきかなというふうに思います。

それから、アンケートの件ですが、アンケートの扱いに関しては、保留というか、ちょっと今、自分でも悩んでおります。アンケートというのが余りにもいろいろ範囲が広くて、これまでの陳情・請願・議案あるいは公聴会制度・参考人制度等々というのは、テーマが与えられて、その後でそれに対する市民の声を聴くということだと思っておりますが、アンケートというのが扱い方によってはかなりもっと漠然と広い新たな提案で市民の声を聴こうというふうにも使われると思うので、ちょっとそのアンケートということに関してどうまとめたらいいかというのがまとまっていないので、保留にさせていただきたいと思います。そういう意味でこの条項ではないのではないかなというように気もしておりますので、依然として保留ということにさせていただきたいと思います。

それから、表現の仕方なんです、共産党の案

をベースにした方が分かりやすいのではないかと
いうふうに思っています。

○森戸座長 市民自治こがねい。

○片山議員 本来は全会一致となるような問題が
あればパブリックコメントを行った方がいいと私
は思っているんですが、条例がどういったものにな
っていくのかというのが、私のまだ経験不足な
ところから、全体がまだ想定できないこともあつ
て、「行くことができる」でいいのではないかと
いう提案をしています。ただ、パブリックコメン
トについてはきちんと回答を出して市民に伝えて
いくという、こういったことを提案しているんだ
よと議会からお知らせして、またそれについての
意見をもらったら回答していくということが必要
だと思いますので、私はこれは基本的には全会一
致で出せるような条例案とか、そういったものにつ
いて市民の意見を聴きながら、またそれを反映
して変えていくというような作業になるのかなと
思いまして、全会一致でという方がよろしいの
ではないかと思っています。

アンケートについては、具体的な方法というか、
逐条解説などでの記載が要るのではないかと思
いました。

③についてはちょっと記載していなかったん
ですが、ただ、陳情・請願については別の方法の
方がいいと思っていますので、全く共産党の案で
はないという形になるのかなと思いました。

○森戸座長 こがねい市民会議。

○斎藤議員 条例提案に関しては、ここにちよ
つと書いていなかったんですが、「議会は」ではな
くて、私はこれは議員提案ということで「議員
は」ではないかと思うんですね。ここに書いてあ
るように、「パブリックコメント等により、市民
の意向を反映するよう努める」、その程度の表現
でいいと思っております。

②③、すみません、ひとつ考えてみます、後ほ
ど。

○森戸座長 分かりました。

小金井をおもしろくする会。

○白井議員 どうやら私の案は採用されないみた
いので、それでいくと、共産党案の第6項に当た
るんですか。この書き方がいいかなというふうに、
くら替えいたします。ただし、やはりちょっと悩
んでいるところが、「できる」ということが単純
にそれでいいのかということは感じています。条
例提案をするのであれば、「しなければならない」
という強い表現だと皆さん抵抗があると思
いますので、さっき斎藤議員がおっしゃったよう
に、「努めるものとする」ということや「機会を設
けるとする」というような、「できる」でも「ねば
ならない」でもなく、その間のもう少し基本とし
ては意見を聴くよねというような表現に変えられ
ればと思っております。

○森戸座長 続きまして、11番目、第6条の原案
第3項の「誠実に処理する」という表現の取扱い
についてですね。第3項が先になって、すみませ
ん。第2項が裏面になるんですが、順番はいいで
すよね。

第3項、自由民主党。

○湯沢議員 「適切」という表現は条例にはなじ
まないと思いますので、「誠実に」という主張で
す。お願いします。

○森戸座長 これは維持でいいですね。

共産党。

○水上議員 入れておく必要があるのではないか
と思います。

○森戸座長 公明党。

○小林議員 「誠実に」という言葉は必要だと思
います。「誠実に審議・審査する」としたらどう
でしょうか。

○森戸座長 市議会民主党。

○鈴木議員 私は「誠実に処理する」という表現
はなくてもいいというふうに考えています。

○森戸座長 みんなの党。

○百瀬議員 私どもは「誠実に」を残して、なおかつ「処理」という言葉を「対応」あるいは公明党のような形に変えた方がいいかなと思っております。

○森戸座長 生活者ネットワーク。

○林議員 生活者ネットワークは、「誠実」というのは曖昧な表現だというふうに捉えましたので、「誠実」をとって、「適切に取り扱うとともに審議・審査するものとする」というふうにしてはどうかと提案します。

○森戸座長 改革連合。

○五十嵐議員 「誠実に」という言葉を残すのは賛成ですが、そしてここに「処理する」との表現はあっても良いと考えると書いてあるんですが、「処理」よりは「審議・審査」か、あるいは「対応」か、どちらかの言葉がいいかなというふうに思いましたので、ちょっと訂正をさせていただきます。

○森戸座長 市民自治こがねい。

○片山議員 「誠実に処理」というのは必ず残しておいた方がいいかなと思っています。「適切」という言葉も加えていいのではないかと思います。

○森戸座長 こがねい市民会議。

○斎藤議員 ここに書いてあるとおりで、理念的表現はあっても良いと思っております。「処理」という言葉、文言がどうかということが今あるんですが、それに関しては大勢に従います。

○森戸座長 小金井をおもしろくする会。

○白井議員 私は「誠実に処理するものとし」は要らないと思ったんですが、考え方が、原案の第6条第3項、ここは「議会は」うんぬんとあって、市民と議会の関係ですから、実際において「市民等の意見を聴く機会を設ける」ということがこの条文の趣旨なのかなと思ったんですね。要するに、議案や請願・陳情についてどういうふうに取り扱うかということをごここで述べるというのは、市民の意見を聴くことを述べる条文だと思しましたの

で、そういった意味では「誠実に処理する」ということは要らないという判断をしました。

○森戸座長 では、続いて12番目、第6条の原案第2項「積極的に活用」の部分について、「積極的に」という表現を残すかどうか。

自由民主党。

○湯沢議員 9番目のところで書いたとおり、「積極的に」は除いた方がいいと思います。公聴会とか参考人制度とか、きちんと制度として形式があるものを積極的に活用するというよりは、もっと柔軟に必要なに応じて市民の意見を聴く機会を設ければいいというふうに考えております。

○森戸座長 前述のとおりというのは、「積極的に」、ちょっと気になって最後が分からなかったんだけど。

○湯沢議員 大変申し訳ありませんでした。

提案条文9のところで書いたとおり、「積極的に」は要らないと思います。公聴会とか参考人制度とか、制度としてかっちり枠組みが決まっているものは、積極的に活用するというよりは、必要に応じて市民の意見を積極的に聞いていければいいだろうと考えております。

○森戸座長 日本共産党。

○水上議員 共産党は「積極的に」は残すということで、公聴会と参考人の部分では、前回の議論では公聴会・参考人が今までほとんど活用されていなかったということ踏まえて「積極的に」という言葉が入っているということだと思いますので、単に積極的ということではなくて、意味ある積極的だということだと思いますので、そういうことです。

○森戸座長 公明党。

○小林議員 削除をお願いします。

○森戸座長 市議会民主党。

○鈴木議員 削除をお願いします。

○森戸座長 みんなの党。

○百瀬議員 形容詞的な表現はなるべく避けた方

がいいかと思いますが、特に残すことに異論はありません。

○森戸座長 生活者ネットワーク。

○林議員 これはこれからの市議会の姿勢を表す言葉として残した方がいいと思います。

○森戸座長 改革連合。

○五十嵐議員 形容詞的な表現をなるべく避けるために、「積極的に」は削除した方がいいと思います。

○森戸座長 市民自治こがねい。

○片山議員 私は是非とも入れておいてほしいなと思います。これは、今までの様子を見ると、これからもきつとなかなか使われないのではないかと私は予想しますので、入れておいた方が意識するのではないかなと思います。

○森戸座長 こがねい市民会議。

○斎藤議員 ここに書いてあるように、基本条例なので、理念的表現はあっても良いと思います。「積極的」はあっても良いと書いてありますけど、残した方がいいと思います。

○森戸座長 小金井をおもしろくする会。

○白井議員 裏面というか、別紙に書いているんですけども、「必要に応じて」という表現に変えたらどうかと思っております。理由もなく使う必要はないと思いますので、その必要性がどうかというところは協議しないといけないと思うんですが、こういう表現に変えるか、とるか、どちらかとさせていただきます。

○森戸座長 続きまして、13、すみません、番号が3、2、1と上に上がってきているので。共産党案第1項、「適切に……審議……」の表現についてどうかということで、自由民主党。

○湯沢議員 これは先ほど言ったとおりです。

○森戸座長 削除ですね。

日本共産党。

○水上議員 共産党が前回提案した文書の中に「適切に」という言葉が入っておりまして、これ

は陳情・請願を上に乗ってきた関係で、そこに残っていた文言を全部上に乗っていったという形で「適切に」が入っていたんですが、改めて検討して「適切に」を外すと。要するに、人によって何が適切なのかという、何を指しているのかよく分からないということがあるので、そういう文言を避けるべきだということで削除です。

○森戸座長 公明党。

○小林議員 「適切」については要らないということ。

○森戸座長 市議会民主党。

○鈴木議員 削除でいいと思います。

○森戸座長 「誠実」、第3項……、削除でいいんですか。

○鈴木議員 削除で。要するに、形容詞的表現は定義が不明瞭だということで外した方がいいと思います。

○森戸座長 みんなの党。

○百瀬議員 「慎重かつ十分」という表現の方が適切なかなと思います。

○森戸座長 ということで、直した方がいいということですね。

生活者ネットワーク。

○林議員 11のところでも申し上げましたが、「誠実」というところをとって、「適切に取り扱うとともに審議・審査するものとする。」としてはどうかと考えています。

○森戸座長 あった方がいいということですね。改革連合。

○五十嵐議員 「適切に」を削除する方に賛成です。

○森戸座長 市民自治こがねい。

○片山議員 提案がなくなったものですから、別にどちらでもいいんですけども、提案については入れてもいいのではないかなと思いましたが、特にないのであれば、それでいいです。

○森戸座長 こがねい市民会議。

○齋藤議員 適切な表現であると思っています。
修正する必要はないと思っています。

○森戸座長 小金井をおもしろくする会。

○白井議員 裏面というか、別紙に書いているんですけれども、変更したらどうかと思っています。

「議論を尽くし審議・審査するものとし」という表現が適切かなと思っています。もともと適切、誠実というのが、結局、何に対して適切なのか、誠実なのか、それは人によって様々だと思いますので、まず、「適切」「誠実に」という表現が、議案や陳情・請願の取り扱いだけの意味なのか、もしくは審議姿勢も表しているのか、そこもちょっと曖昧だったりもするものですから、それを適切もしくは誠実に取り扱うということがどういうことか、具体的表現ですかということ、やはり議論を尽くすことだと思っていますので、こういう表現に変えたらどうかという提案でございます。

○森戸座長 変更内容Bというのがあるけど、これはいいですか。

○白井議員 更に補足をしますと、ちょっと悩んだのが、いずれにしても、議案・請願・陳情についてこういうふうに審査するということが、市民と議会の関係、この括弧書きでいうと、第6条は「市民の声を反映させる議会」というところになじむかどうかということがちょっと悩みまして、なので、それだったら、別のところに移してもいいのではないかとか、当初から出せばいいのではないかとこのを一応補足として加えました。

○森戸座長 分かりました。

そうしますと、あともうちょっとですね。14番目、第6条の原案第8条、請願・陳情の審査と陳述できることについては、第6条に組み込む案が出ている。したがって、原案第8条はなくすということについてどう考えるかということです。

自由民主党。

○湯沢議員 第8条はなくす方向でいいと思います。

○森戸座長 日本共産党。

○水上議員 共産党もなくす方向でいいと思います。

○森戸座長 公明党。

○小林議員 第6条に入れるということで、次の15番の補足説明のところに第3章全体の公明党案というのを記載させていただいておまして、そちらの方で第6条第3項に請願・陳情に関するも書かせていただいております。

すみません、この場で報告しておきたいのは、議会報告会に関する第6条の一番最後に入れるということで整理ができないかということを考えておりますので、併せて報告しておきたいと思っております。

○森戸座長 市議会民主党。

○鈴木議員 形容詞的表現「誠実に」というところの議論が必要なんですけど、組み込むということには賛成しています。これは公明党と一緒に。次のナンバー15のところでも書かせてもらっているんですが、それはまた後の方でいきますけど、通常、ここのところは組み込むということで考えております。

○森戸座長 みんなの党。

○百瀬議員 私どもはちゃんと表現されているかどうかということなんですけど、基本的には陳情・請願の扱いというのは、現状の原案第8条に残すべきかなと思っています。それは、今まで小金井市議会が全ての陳情について請願と同様に扱ってきたということで、そういう意味ではほかの議会にない特色なので、こうしたことを踏まえれば、これは独立させて強調していくことが必要ではないかなと思っています。

○森戸座長 生活者ネットワーク。

○林議員 当初の事情で言い方を変えて残すべきという提案をしましたが、すみません、15と併せて見ていただきたいんですが、その後改めて検討しまして、第6条の中にも含める、第8条としては

削除することでいいのではないかというふうに考えました。ただ、共産党案の第1項に「市民の権利として請願・陳情を出すことができる。」というを入れていただいて、共産党の案を一つずつ繰り下げてはどうかと考えています。

○森戸座長 生活者ネットワークとしてはオーケーですね。ただ、「市民の権利」を入れるべきだということですね。

改革連合。

○五十嵐議員 すみません、回答を書きいてなくで申し訳ありません。

第8条を第6条に組み込んで、第8条をなくすということには基本的に賛成です。

○森戸座長 市民自治こがねい。

○片山議員 私は書いてあるとおりになんですけれども、請願・陳情については、先ほどみんなの党からも意見がありましたように、必ず別の条文で残しておいた方がいいと思っているんですね。市民の声を反映させるというようなところでのくくりになってしまいますと、この条文でいえば入っているんですけれども、やはりタイトルにきちんと入っていないということであると、請願・陳情というのはどこにあるのかなというのが分からないんですね。私たちにとっては分かるかもしれないけれども、市民から見たり、ほかのところから見ると、項目としてきちんとタイトルに残していくというのが必要だと思っています。ですので、別の条文で規定するべきだと思います。

○森戸座長 こがねい市民会議。

○斎藤議員 請願・陳情が第1項、第2項だけでしたら、第6条に入れてしまってもいいと思うんですが、本当にこれだけなのかなというのが正直なところで、もっとこの条文に盛り込まなければいけないことはないかなと。では何かと言われると、今、ちょっと困るんですけども、この2項目だけであれば第6条に入れてもいいんですけど、そうでなければそのまま単独の条文を

維持した方がいいと思います。

○森戸座長 小金井をおもしろくする会。

○白井議員 第8条の要素を第6条に組み込むことには賛成であります。

○森戸座長 続きまして、15番目、「生活者ネットから、第8条を残し」とありますが、これはちょっと裏返しになるので、いいですかね。②の請願・陳情の意見陳述について、委員会での発言をどうするか。でも、一応①と②ですね。請願・陳情を提出する権利を明記した方が良いという生活者ネットワークからの提案について、それぞれ皆さんからお願いします。2項目ですね。

自由民主党。

○湯沢議員 まず①については、第8条は残して、第6条に一本化する方向でということできき変えたんですが、第6条の中で請願・陳情を提出する権利を明記することについては問題がないと思います。

意見陳述を委員会で発言することについてなんですが、委員会ということになった場合、発言が会議録に残ることになるので、そのことで陳情者が萎縮するのではないかとか、あと、委員会で発言してもらうには、参考人ということになるかと思うんですけど、その場合、議決したりとか、参考人の出頭を求めるといような手続が煩雑になるのではないかとことを懸念しております。あと、報酬が発生してしまうのではないかとかですね。なので、懸念が払拭できればまた意見は変わるかと思うんですが、現状のまま協議会内で行うことでいいのかなというふうに考えております。

○森戸座長 日本共産党。

○水上議員 共産党は、まず、生活者ネットワークからの提案なんですが、陳情・請願の権利というのは非常に大事なことでありますが、既に憲法で請願権が認められていて、基本的な権利の一つであるので、改めて議会基本条例に明記する必要はないのではないかなというふうに考えています。

二つ目、意見陳述については委員会で行うというふうにしたいと思います。陳述の位置付けを高めるといいますか、非公式な協議会で行うのではなくて、正式な委員会で意見表明をして、議会としてその意見を聞かせていただくということがいいのではないかとこのように考えます。

○森戸座長 公明党。

○小林議員 公明党の提案の第6条第3項というところに請願・陳情に関しては記載をし、その中に委員会において陳述することができるという文言で書かせてもらっています。

○森戸座長 市議会民主党。

○鈴木議員 生活者ネットワーク提案の①、これは第6条に組み入れる方向で考えてみたいと現状で考えています。裏にも書かせてもらったんですけども、組み込む方向でちょっと皆さんの意見を伺ってみたいと思っています。

②については現状のままで構わないということです。

○森戸座長 請願・陳情を提出する権利の明記はどうですか。

○鈴木議員 提出する権利を明記した方がいいかどうかと言われれば、これは当然の権利ということで、あえて明記する必要はないという考えです。

○森戸座長 みんなの党。

○百瀬議員 私どもは、確かに憲法で保障されていますが、小金井市議会の現状を考えると、もちろん権利として明記すべき、なおかつそれを第8条にほかの条文とともに整理することかなと思います。

②は、共産党の意見と同じで、委員会の発言とすべきだと思います。

○森戸座長 生活者ネットワーク。

○林議員 14でも言いましたけれども、もともと生活者ネットワークが提案したのですが、第6条に権利として明記することでまとめていくと考えています。

②についてなんですけど、少し話をしたいんですけど、会派としてまとまった意見が出せませんでしたので、もう少し皆さんの意見を伺いたいと思います。

○森戸座長 改革連合。

○五十嵐議員 権利のことに 대해서는改めてここで書く必要はないのではないかとこのように思っております。

それから、委員会での発言なんですけれども、今は協議会での発言ということで、前日に申し出ればいいのか、陳述する側にとって大変利用しやすい状況だと思いますが、委員会というふうになると、かえって何日か前に申し出なければいけないとか、変更はなかなかできないとか、そういうやりにくい部分の状況をつくり出すために、気軽に利用できにくい状況をつくるのではないかとこのふうにも思われますので、協議会のままにしておいた方がよいのではないかと思います。

○森戸座長 市民自治こがねい。

○片山議員 大きな賛同としては第8条を残すというところでは大きくあったものですから、これがちょっと提案者がまた変わっているので、あれなんですけど、陳情・請願を提出する権利については文言によるかなと思うんですが、憲法等で規定されているといっても、今でも憲法で規定されても守られていないことはいっぱいあるわけですから、改めてこうやって小金井市議会がこういった思いを持っているんだということであれば、記載してもいいのかなと思っています。

それから、委員会での発言にすべきだというのは、原案のところから書いてあるわけなんですけれども、今までの協議会の中で記録が検索できるようなところではないというところでは、陳述者としては私がかえってそれをやはり残してほしいという思いで陳述されていると思っています。ユーストリームも不具合があって、ちょうどその陳述のところが消えていたというような事例が最

近あったりとかして、かなり陳述された方から苦情を言われてしまったというか、そういうこともあって、私は、今回、委員会という形になっていくということは非常に重要なことだと思っていますので、このままがよろしいかと思います。

○森戸座長　こがねい市民会議。

○斎藤議員　請願権は憲法で規定されている市民の権利なので、この条例で規定する必要はないと思っています。先ほどの参考人とか公聴会に関して言えば、その制度の中の一部を強く議会として活用しようということなので、それはそこで私は明記するべきだと思うんですが、ただ単に権利ということを行うのであれば、条文に載せる必要はないというふうに思います。

②は、委員会での発言に関しては法的な整合性、そごがないという手続が取れるのであれば、委員会での発言はいいのではないかなと思います。

○森戸座長　小金井をおもしろくする会。

○白井議員　①の私が書いたことは、勘違いしていましたので、一旦削除してください。ただ、請願・陳情に関しては明らかな権利でありますので、ここでの権利としての記述は不要だと思っています。

②の意見陳述について委員会の発言については、一応別紙に提案していますが、こういう条文にすれば問題はないのかなと。「請願・陳情を提出した代表者から申出があった場合は、その趣旨について陳情する機会を設けなければならない。」。これで場所がどこか、委員会なのか、協議会なのか、そういったことには触れないでいいのかなと思っています。

○森戸座長　続きまして、16番目、第5条、小金井をおもしろくする会提案の第3項の表現について、①②③④と4項目あります。それぞれお願いします。

自由民主党。

○湯沢議員　④でいいと思います。

○森戸座長　日本共産党。

○水上議員　共産党は①市民が傍聴しやすい環境ということで、原文のままですと。市民の定義はしないというふうにしたらどうかということで、全体、「市民」という言葉が出ていますから、ここだけ「だれもが」とかほかの言葉に置き換えると、「市民」とは何なのかといった形になるので、「市民が」ということにしたらどうかというふうに思います。

○森戸座長　公明党。

○小林議員　我々は、市民を定義しないという方向性の中であれば、①市民が傍聴しやすい環境で良いと思います。

○森戸座長　市議会民主党。

○鈴木議員　④で考えております。

○森戸座長　みんなの党。

○百瀬議員　市民を定義しない限り、今は「だれもが」という表現が適切だと思います。

○森戸座長　生活者ネットワーク。

○林議員　だれもが傍聴しやすい環境というのがよいと思っています。

○森戸座長　改革連合。

○五十嵐議員　これまでの議論の中で一番解釈が問題なさそうだったので、③傍聴人が傍聴しやすい環境を選びます。

○森戸座長　市民自治こがねい。

○片山議員　私は①ということで賛成します。

○森戸座長　こがねい市民会議。

○斎藤議員　この4案であればこだわりません。大勢に従います。

○森戸座長　小金井をおもしろくする会。

○白井議員　私は②だれもが傍聴しやすい環境がいいと思っています。①は市民の定義がという、誤解されることもあるということがありましたので、①か②か迷った上で、やはり②が適切かな。特に②に含まれている意味としましては、傍聴する場そのものの環境整備だけではなくて、傍聴に

来られない人でも何らかの手法で傍聴できる仕組みづくりをするという、そういうことを目指していく、努めていく、そういった意味合いがあるということも含めて、②がいいと思っています。

○森戸座長 以上で、16項目、ありがとうございました。ちょうど12時になりました。昼食のため、休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時08分開議

○森戸座長 再開いたします。

午前中に引き続き、議会基本条例のたたき台素案の議論を進めてまいります。

午前中、皆様から16項目にわたる意見を表明していただきました。私の方から、今日、皆さんのお手元にあります、持ち帰り事項についてどういうふうにとまとっていくのかなということを少し作らせていただいております。なお、文章の読み方が私は十分ではなくて、メモで幾つか数が違っているところがありますので、訂正をさせていただきたい、じゃなくて、またそれ以外でもあったので、すみません。後でまた正しいのをお配りしたいと思うんですが、私が今、皆さんのを聞いた範囲の中での話ですので、違うと言われれば言うてください。

2番目なんですが、「少数会派を尊重するものとし」を削除してほしいという①は3会派、それから②の「少数会派の活動を保障する」というのが3会派、③が4会派ということです。よろしいですかね。①②③、3・3・4です。

それから、5番の広報委員会の設置であります。これは設置するべきだというのが6会派、そのうち常任委員会というのが5会派、それでとりあえずは現状のままで、将来的にとか、そういう三角っぽい方々が4会派です。

それから、11番の「誠実に処理する」ということですが、これを残した方がいいという会派は、

私が聞く限りでは7会派。5会派になっているんですが、7会派。それから、削除というのが2会派、不明は消していただければと思います。

（「9しかない」と呼ぶ者あり）9しかないね。ごめんなさい。「誠実に」は削除するというのが3会派です。

次の12番の、「積極的に活用」の「積極的に」を残すが3会派、削除が5会派、別提案が2会派で、不明はなしです。これは消してください。

それと、14番、陳述できるということについて、第8条はなくすということで賛成の会派は8会派、残すという会派が2会派、2会派のうち括弧付きで別提案をされている会派が1会派、括弧を入れていただいて、不明はなしです。

それから、15番なんですが、①、明記した方がよいという会派が5会派、明記しない会派が5会派、不明がなしです。それから、②請願・陳情の委員会での発言について、委員会でやるべきだという会派が4会派です。協議会であるというのが3会派で変わりません。三角という会派が3会派ですね。不明はゼロです。

ということだったかなと思っておりますが、このメモを見ながら、今日提案をさせていただいています座長の取りまとめ案というのを見ていただければと思います。

第4条の会派の部分であります、これは①の一つの文章に全部まとめるという会派が3会派です。それから、「会派は同一の理念を有する」ということで、ただし書を主張されている会派は3会派。それから、調布市のようにすべきという会派が4会派でありました。これで見ると③の4会派が一番多いので、③にするかというのと、③以外の会派が6会派あるんですね。ですから、多数にはならないということだと思います。ただし、②は一人会派の問題を、「ただし」という形なんです、別項目で立てると。それから、③も1人の場合の会派の明記を別に立てるということになっ

ていますので、一つの文章にするということは、①は全体はなかなか一致しないのかなということですね。したがって、②③の主張をなさっている皆さんの間を最大公約数でとっていくということでもあります。この文言の中に「共有する」という文言を入れている方がいらっしゃいます。ただ、この前段の文章は会派の構成を意味するわけで、一人会派も前提とするなら共有というのはなかなかあり得ないのかなというのがあって、「会派は、同一の理念を有する議員で構成し、活動する。」という形にしたらどうか。そして、「議員は、1人の場合においても届け出ることができる。」という文言にしたらどうかという提案であります。いずれにしても、こういう書き方だとまだ差別的だというご意見が複数会派から出ています。しかし、逐条解説の中で差別的なものを意味するものではないよということをきちんと明記していくことであれば、どうなんだろうかということでもあります。それが第2項ですね。

第3項であります。これはメモを見ていただくと、「少数会派を尊重するものとし」というのを削除してほしいというのが3会派、それから削除するのであれば、「少数会派の活動を保障する」という会派が3会派、③の言い方でいくと、4会派なんです。「活動を尊重する」というのを「活動を保障する」というふうに言い換えた方がいいという会派が多いと、7会派あります。したがって、これは「会派間の公平性を確保しなければならない。また、少数会派の活動を保障するものとする。」という文章でどうだろうかということでもあります。

4番は省略ですね。

5番です。「会派代表者会議に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。」というのがたたき台であったわけですが、会派代表者会議を記述するというので答えた会派は3会派、会派代表者会議を記述しない、申し合わせ事項の範囲で開

催するという会派は7会派でありました。したがって、現状でも会派代表者会議は公開していないという、現状維持の原則ではないんですが、現状維持でいくということから、これを削除したらどうかという提案であります。

次に第5条です。行ったり来たりするんですが、一番最後の16番目の提案条文になるわけですが、これはばらばらなんです。「市民が」というふうにしたらどうかという会派が3会派、「だれもが」という会派が3会派、「傍聴人が」という会派は1会派、「傍聴しやすい環境」が2会派、こだわらないというのが1会派ということで、どうするかというのがあるんですが、この中で並んでいる3・3のところでもとまりがつくのかどうか、これは皆さんの中で少し議論をしていただきたいなというふうに思っております。

続きまして、第6条であります。ここは、まず、第8条にあった請願・陳情の部分については、みんなの党からは別立てにすべきだというご意見だったと思うんですね。第6条は15番でしたか、すみません、そうですね。ちょっといろいろなところと重なっているなどは思うんですが、15番、14番、そうですね。第8条をなくすということについては、みんなの党と市民自治こがねいがなくさなくても良いのではないかというご意見だったんですが、8会派がこれは第6条と合体をさせてほしいと。こがねい市民会議は第8条の内容だけであれば削除してもいいのではないかと、ほかにあればちゃんと残した方がいいのではないかというご意見があったんですが、そこを議論するとしても、一まとめに第6条に持っていくということで、第6条に持っていきました。第6条の中で「適切」「誠実」というところは、11番、それから13番ですね。11番、13番ですと、「誠実に」を残すという会派は7会派、削除は3会派、「処理」という言葉を「審議・審査」または「対応」という言葉に換えた方がいいということもありましたの

で、これは議論する必要があるかなと思いますが、残す方向にいたしました。「適切に」というのは、13番でいうと、残すが3会派、削除が5会派、別提案が2会派ということで、削除の方が多く、ここに書いてありますけれども、これは削除しても良いのかなと、ちょっと削除し忘れていますが、ということでもあります。

それで、第2項、「議会は、議案・請願・陳情等の審議・審査に当たって、必要に応じて、市民等の意見を聴く機会を設ける」ということで、右側の改定前を見ていただきたいんですが、第3項を分けたというんですかね、「審議・審査に当たって、必要に応じて、市民等の意見を聴く機会を設ける」ということで分けてあるということです。

それから、第3項は委員会において陳述するというので、これは委員会の審査について、15番の②です。15番の②で見ると、協議会というのは3会派、正式委員会というのが4会派。いろいろなご意見をお持ちの会派ですね。法的にそごがない手続があれば委員会での発言とする、これはこがねい市民会議。小金井をおもしろくする会は、別の提案をしていただいていますね。全体的には正式委員会という声も高いので、一応ここに入れました。これはもうちょっと議論をしていく必要があるかなと思います。ただ、全体としてはやはりきちんと陳述人の陳述は保障するという立場でいらっしゃいますので、盛り込んでおいた方がいいだろうということです。

それから、次に第4項で、条例提案等の政策提言に当たっての意見を聴く場であります。意見を聴く場というのはパブリックコメントのことですね。10番目になるんですかね。パブリックコメントについての考え方がありますけれども、これは「パブリックコメントを行うことができる」という文言を入れてほしいという会派が4会派、それから共産党案でいいという会派が3会派、小金井をおもしろくする会の案が2会派、どちらもバツ

というのが1会派ということでもあります。共産党案にしても、小金井をおもしろくする会案にしても、パブリックコメントを行うということは全体としては一致しているのかなということがありません。共産党案が3会派ということもありますので、この共産党案に若干手を加えて、第4項にあるような、「議会は、条例提案等の政策提言をするに当たって、関係者等との懇談やパブリックコメントなどの手段により、意見を聴く機会を設けることができる。」ということ、パブリックコメントは入れると。ただ、アンケートやその他の手法というのは、規則なり逐条解説なりで盛り込んだらどうだろうかということでありまして、そういうアンケートについては「など」の中に含まれているということでもあります。

それから、次に広報・広聴についてです。広報・広聴については4番と5番ですね。第3章に合体すべきというのが9会派、独立させるというみんなの党からは違和感を感じるというお話がありました。全体的には9会派が一致していますので、みんなの党の方でこれは持ち帰っていただければというふうに思うところでもあります。

それから、5番目の広報広聴委員会の設置についてであります。広報・広聴と言うか、それとも広報と言うかという点では意見が分かれているところではありますが、常任委員会で行うべきだというのが5会派、それからそのほかに特別委員会などで行ったらどうかということを含めて2会派が設置に賛成しています。ただ、正式な委員会にしなければ、議長の諮問として試行し、有効な活動ができれば委員会に格上げするとか、段階的に拡大していくのがいいのではないかというご意見もあります。いずれも前向きな方向なのかなと思いますので、これは広報広聴委員会の設置ということで行いたいと思います。それで、広報・広聴活動というくくりの中で第7条でくくりました。文章は、五十嵐議員の提案、あと生活者ネットワ

一クの林議員などの提案も含めて、第7条として、「議会は、市民の知る権利を保障し、議会と市政に関心を高めるため多様な方法を用いて広報活動の充実に努めなければならない」。第2項として、「議会は、広報・広聴の充実のため、広報広聴委員会を設置するものとする。」という文章にしたらどうかと。ただ、これは広報広聴にするのか、広報だけにするのかということはまだ議論があるところかなと思います。

議会報告会は、公明党から第6条に入れ込んだらどうかというご意見だったと思うんですね。そこは皆さんでの議論だと思うので、ただ、現状では第8条に起こしてあります。

それと、公聴会制度と参考人制度なんですが、これについては9番ですね。9番は別立てでするのが良いという会派が5会派、今のままで良いという会派が5会派と、真っ二つに分かれております。これは一応別立てということを書きましたが、更にここは議論をしていただく必要があるかなというふうに思っております。

ちょっと私の足りない頭で作ったものですから、まとめる方向で議論を進めていただくとありがたいなと。不一致のものは、現実的にはどんなに議論しても不一致なんです。したがって、そこは現状を条文にするかどうかという判断ですね。そういうふうにしたいと思っておりますので、是非そこはご協力をお願いしたいと思っております。

○飯田議会事務局次長 先ほどちょっと座長にも申し上げたんですけれども、この座長案のところの第5条でございますけれども、1行目、「議会は、本会議、委員会及び委員会協議会を原則公開とする」ということになってございますけれども、12月24日の会議でこのところは「本会議、委員会及び全員協議会」というふうに変更になっておりますので、お願いいたします。

○森戸座長 ありがとうございます。

それと、すみません、説明が。第5条の「公開

しない場合については、その理由を明らかにしなければならない」という点も持ち帰っていただいております。これはこのまま残した方がいいという会派が7会派あります。「秘密会」という言葉を入れた方がいいのではないかとというのがみんなの党とこがねい市民会議の2会派。それから、「公開しない場合」は削除した方がいいというのが市議会民主党、1会派ということなんですが、大方はこのまま残した方がいいということでありましたので、ここは下線を引っ張っていないんですが、これは残したということでもあります。

あとはなかったですか。それで、すみません、新旧対照表の第4章の第7条でありますけれども、自民党の案は第7条については第6条に一まとめにした方がいいということでありました。ただ、全体的に第7条についてはとても難しいところなんです。そういうふうにするのかどうかというのは5対5なので、ただ、公明党の案で東村山市議会のようにすべきだということで、「公聴会制度及び参考人制度を活用し」という言い方になっています。自民党もこれは一緒にした方がいいのではないかとご意見もありました。その辺りもどう整理するかということはあるかなと思っております。

私の方からの説明は以上であります。今の説明で何かご質問とかありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、第4条から議論していきたいと思うんですが、今日のこの議論はある程度固めて、各会派でこの座長案に対して確認を取っていただきたいと。皆さんから頂いた意見で一致したものをまた後日配付します。各会派でご検討いただいて、最終案としてここにまた持ってきていただく、最終案というか、いいか悪いかということですね。それで、一致しなかったら、最終的には委員長報告なり何なりで意見を述べる事ができるんですよ。だから、ここの部分は全体としてこ

ういうふうな一致の部分になっているけれども、うちの会派はこうこうこういう意見を持っているよとかということを書いていただくことで乗り切るしかないかなと思っているんですね。しかし、進め方として、総体としてこの議会基本条例には賛成だよという形になるといいのかなと思っておりますが、ちょっと休憩します。

午後1時40分休憩

午後1時52分開議

○森戸座長 再開いたします。

いろいろな進め方があると思いますけれども、全体的にはまとめる方向で是非ご議論をお願いしたいと思っております。

会派という第4条のところですね。ここの議論をしたいと思えます。もう少し付け加えさせていただきますと、第2項のところは、先ほども言ったように、「会派は、同一の理念を有する議員で構成し、活動する。議員は、1人の場合においても届け出ることができる。」ということはどうだろうか。斎藤議員からは、削除するんだったら第3項に「少数会派の活動を保障するものとする。」というのを入れた方がいいということもありました。斎藤議員以外の会派の方もそういうご意見がありましたので、第2項、第3項をセットで考えると、こういう形になるかなということもあります。

○五十嵐議員 改めてまとめていただいた条文を見て、ちょっと質問といたらいいのか、疑問といたらいいのかなんですが、第1項のところ「会派を結成するものとする」という言い方があります。「会派を結成するものとする」という言い方は、私はどちらかというと、「会派を結成できる」よりは強い言い方だと思っていて、会派をつくるんですよという言い方だと思うんですね。それは、1人でも何でもとにかく会派をつくるんですよという言い方になると思うんですけど、第

2項のところきて、「1人の場合においても届け出ることができる。」という言い方になっていて、「できる」ということは、しなくてもいいことも認めることになるのかなとちょっと思っていて、だから、第1項目では結構強く言っているんですけど、第2項目ではそれがちょっと後退するようなものかな、後ろに第1項よりは下がるような印象がこの言葉の表現の仕方にあるんですけど、というような印象を持つんですが、どうなんでしょう。直すべきではないかという気がするんですけど。

○森戸座長 「届け出るものとする」と。

○五十嵐議員 そうですね。それなら話は分かるんですけどという感じなんです。

○森戸座長 確かに。

○五十嵐議員 それから、もう一つ、先ほどの提案のところでも言ったんですが、第2項の「会派は、同一の理念を有する議員で構成し、活動する。」、この「活動する」というのが流れとして余りしっくりこない感じがするんですけど、何かちょっと流れが悪いような気がするんですけど、その辺について皆さんはどうでしょうか。

○森戸座長 これは、自民党は「会派を構成する」という言い方ですよ。あと、生活者ネットワークもそういう言い方ですよ。

○五十嵐議員 そういう意味では、「構成する」というふうに言い切ってしまうのもいいのではないかと思います。

○森戸座長 今、五十嵐議員からは、第1項との整合性の関係もあって、第2項を「会派は、同一の理念を有する議員で構成する。議員は、1人の場合においても届け出ることができる。」ということはどうかと。

○片山議員 あえてこういうふう「構成し、活動する」というふうな前期議会運営委員会でやっていったということは、これは「議会活動を行うため」というところにかかっているかなというこ

となんですかね。一番最初、「議員は、議会活動を行うため」というふうになっているから、こういうふうに分けたのかななんて思っていたんですが、また、「少数会派の活動」とかということを入れたら、第3項に入れていくとすれば、そういう意味でも付け加えるものなのかどうなのかというふうに思ったりしているところです。

あともう一つ、「同一の理念」なんですけど、多分ここは結構議論があったところかなと思っていて、「同一の理念」ってどういうあれみたいな話があったような気がしたんですけど、こういうふうにするのであれば、逐条解説とかでやはり書かなければいけないだろうと思ったりするんですよ。なので、「政策を中心とした理念を共有する」みたいな形にしておいた方が分かりやすいかなというふうに私は思っているところです。

○森戸座長 そこは何会派からも意見が出たところなんですけど、その前段に、片山議員としては第2項は「構成する」でもいいということですか。

○片山議員 第4条の最初が「議員は、議員活動を行うため」から始まっているものですから、「構成し、活動する」というふうに書いているということには、そういった意味合いがあるのかどうなのか確認をしたんですね。

○森戸座長 これは「活動する」は要らないと思うんですね。ここは会派の構成についてどうなのかということであって、「活動する」という言葉を入れなくても十分にここは足りるのではないかと。第1項で「議会活動を行う」と書いてありますから、ここで十分ではないかなと思っていて、改めて「活動する」というふうに言わなくてもいいのではないかなと思いますけど、いかがでしょうか。うなずいている方が約3人いらっしゃいます。

○鈴木議員 その前に、座長案が出たので、すごくこの点が分かりやすくなったかなと思っています。ありがとうございます。

今の五十嵐議員の意見の中にもあったと思うんですけど、「結成するものとする」という第1項があって、これは義務規定にしていると。第2項ができる規定であると言うんですね。僕は逆に、「結成する」という義務規定でここで規定しているのかなという思いを持っているんですね。「結成できるものとする」でいいのかなというふうに思っています。そういう意味では、また別に、第2項のところは今の座長案と同じです。「活動する」は特にここでは要らないのではないかと考えています。このところはそういうふうを考えています。だから、第1項は努力規定で、できる規定でいいのではないかと。第2項については、「活動する」は特にここでは要らないのではないかと考えているということです。

○森戸座長 多分、第1項はこれで一致したのではないかと考えているんですね。

○五十嵐議員 私は基本的に本当は「会派を結成できる」の方がベストだと思っているんですけど、その前にそういうふうに一応言ったんですけど、余り賛同者が多くなかった、それで一步引いて、前のたたき台を土台にして考えているところなんですけど、だけど、話がそこまで戻るのであれば、「会派を結成できる」にした方がベストだろうという考え方は持っています。

○森戸座長 ただ、ちょっと後戻りはしないようにしたいと。多分、1回議論して、五十嵐議員からは「できる」でいいのではないかとあったんですけど、多数は「ものとする」でいいのではないかと。

○飯田議会事務局次長 民主党の案なんですけど、1月17日に条文提案用紙の方で「できるものとする」という提案がございました。

○森戸座長 そうですよ。

○斎藤議員 鈴木議員に質問なんですけど、会派を結成しなければどうなるんですかね。

○鈴木議員 そこは実は余り考えていないんです。

「しなければならない」というふうにするということが、別に何かの制限を生んでしまうのではないかなということを危惧しているということなんです。これは議論を後に戻すつもりはないんです。だから、そのところ、何か新しい制限が生まれないかということについて危惧があるということなんです。

○森戸座長 「会派を結成できるものとする」というのが民主党の案なんですね。

○斎藤議員 ですから、私の答えになっていないんですよ。「できるものとする」ということで、この場合、会派を結成しないという議員がいたらどうなりますかと。

○鈴木議員 ここは恐らく調布市では、会派について政務活動費の支給と議会運営上の会派と分けている自治体もあると思うので、この議論をしていったときにここの整理の問題になってくるのかなと。この議論が必要になるかなというふうに思っているんですね。

○斎藤議員 ということは、会派を結成しないということは、その両方の権利をその議員は放棄するというふうにみなすということでしょうか。

○鈴木議員 そういうことであるべきだと思っっているわけではないんです。政務活動費の受給と会派の考えというのが、それで政務活動費が支給されなくなるということの議論とは別だと思っっているということです。分かりますか。会派を結成しなければ政務活動費が支給されないという考え方に賛成はしていないということなんです。それとは別の問題だと考えているということです。

○森戸座長 「会派を結成することができる」というふうになると、政務活動費も会派に支給するのではなくて、一人ひとりの議員に支給することになりますよね。ただ、現状はそれは不一致だったんですよ。だから、現状でいけば、会派を結成しなければ政務活動費は支給できない。も

し「できる」にするんだったら、政務活動費の条例を改定しなければいけないということになります。ただ、議員に対して政務活動費を交付することは過去、陳情なども出て、いろいろな意見があって、不一致だったんですね。

○飯田議会事務局次長 多摩市議会の例でございますけれども、多摩市議会は、議会基本条例に基づく政治活動の団体としての会派を届ける用紙と、あと政務活動費を交付されるに当たって会派を届け出る用紙と、両方届け出ていただくということでございます。ご参考までに申し上げます。

○森戸座長 でも、それもややこしい話ですよ。分りにくい。

○水上議員 去年だったか、いつかだったか分からないんですけど、1度行った議論ではないかと思うんですよ。だから、僕はここまで来たときに不一致になっているもので延々と同じような議論が繰り返されるとすれば、今の現状を表す言葉にするということで、お互いが折り合いをつけるしかないと思うんですよ。そうなってくると、今の小金井市議会は会派制というのを基本にしていますから、「できる」ということになると政務活動費のことなどとも整合がとれなくなってくるわけですよ。それが一致しないわけだから。「会派を結成するものとする」というのは、義務規定ではないんですよ。この間の議論では「しなければならない」というのが義務規定ですよ。だから、僕はそういうふうに整理しながら進めていかないと、同じ議論をやって、私は違いますと、こういう言葉にした方がいいと思いますという形になってくると、僕はいつまでたってもまとまらないのではないかという気がするので、ここの部分は僕は不一致であるというところから先をどうするかというふうに考えを切り替えた方がいいのではないかなというふうに思うんですよ。それがまとめていく上では必要な判断ではないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○森戸座長 他市のように、政務活動費のための会派とそうではない会派があるなんていう、こんな話というのではないと思うんです。

○斎藤議員 先ほどもちょっと言ったんですが、私は会派制度はなくてもいいと思っているんですよ。だけど、その議論はこの場でする問題ではないから、現状をどのように条例にするかということには、今、水上議員もおっしゃった形にするしかないと思うんです。現状を変えていくということであれば、議会改革でやるべきであって、現状をどういうふうに表示するのが一番正しいのかという判断で条文をそれぞれ決めていく必要があるのではないかなと思うんですよ。そういう意味でいえば、皆さんどの会派もどの議員も会派制度そのものには今のところは反対していないし、議会改革の中での提案がないわけだから、「会派を結成するものとする」という言い方以外に何かあるのか、逆に教えてほしいです。「結成することができる」ということであれば、しなくてもいいということになって、しないということに対してどういうことになるのか。「するものとする」ということで何か危惧があるんだったら、どうということが危惧されるので、では、どこを変えるといふ議論をしないと、違和感があるからということであれば、全く前に進まなくなってしまう、それはお互い協力しましょうよ。

○森戸座長 水上議員や斎藤議員がおっしゃるとおりだと思うんですね。ただ、言っておかなければいけないのは、「会派を結成することができる」というふうになったら、しない会派も出てくるわけですよ。そうすると、政務活動費、それから議会だよりも今、会派で採決態度などは出ていますが、会派がなくなるわけだから、24人並べた方がいいというご意見も市民からは出ていますが、しかし、議会はそれはちょっと難しいねという話ですときていると思うんですよ。というのは、スペース的に難しいでしょう。24人の名前

をずっと書いて、何十件とある議案を書いて、一人ひとりの採決態度を書くというのは現状難しいという判断の中での今の議会だよりの在り方だと思いますので、そういう総体を判断すると、なかなか「結成することができる」というふうにはならないのではないかとということなんだろうと思いますので、ちょっと後戻りはできれば、ここでまた同じ議論ということにはならないので、そういうことも踏まえて議論をしていただきたいと思います。

○鈴木議員 斎藤議員、水上議員、座長の言うとおりで、後戻りするという意図はありません。これまでの議論の経過を踏まえて現状の確認ができれば大丈夫です。ここにこだわるつもりはないです。そこについては分かりました。

○森戸座長 あと、先ほど片山議員からあった第1項と第2項の関係なんですけど、第1項は会派を結成するんだよということ、第2項はその会派の構成について述べたということですね。第3項はその会派の位置付けというか、お互いの関係について述べたという分かれ方になっていて、したがって、活動するということは、あってもなくてもいいけれども、あるとややこしくなるので、削除するというのでいいのではないかなということではいかがでしょうか。

それで、その後にもう一つ、片山議員から新しいことで提案がありましたよね。

○片山議員 「同一の理念」ということなんですけど、調布市議会のこの例を引きながらというところでの提案の中で「政策を中心とした理念」という言い方が出てきたものですから、こういった形の方が限定的でいいかなというふうに思ったんです。「同一の理念」は何かというところでの、これは逐条解説でまた書かなければいけない部分だと思いましたので、こちらについて検討していただければなと思っています。

○森戸座長 「政策を中心とした理念を共有す

る」というのと「同一の理念」はどう違うのか。

「政策を中心とした理念」ってあるんですかね。

○五十嵐議員 政策以外に例えば考えられるのは、信条だとか、思想だとか、そういうことも含まれた理念ということはあると思うんです。だから、政策というふう限定してしまうと、理念という言葉の持つ意味がちょっと狭まるような気がするんですね。というふうに私は思います。

○百瀬議員 今、五十嵐議員がおっしゃったこととちょっと似ているんですけども、政策と限定してしまうと、例えば会派間の採決態度が、私がここに来てもあるんですよ。それが完全に一致しないと会派ではないのかということになってしまうので、基本的にはもうちょっと広義の意味での思想・信条も含めた同一の理念という方が、この条文の中ではすっきりするのかなと思います。

○小林議員 まさに五十嵐議員が指摘される部分で、ただ、答えは逆で、要は何でもこういったところが理念的に一致しているから一緒にいるんだということでもいいのかということ、昨年度から私たちも言っているところで、例えばまちづくりを進めていくのかとか、それは大きな部分がありますよね。まちづくりを進めていくというのはちょっと捉えにくいかもしれないですけど。あとは、予算とかの組み立ての大きな方向性を含めて、そういったものが一致した方々が会派を組むべきだろうというのが私の考え。一つ一つの議案についての賛否というのはやはり分かれることもあろうかということ、当然、会派を組む上であると思っておりますけれども、やはりそういうどこか政策が一致しているという、片山議員が言われましたけど、逐条解説等の、もう一段ブレイクダウンした書き方をするにせよ、表現は必要だと公明党も考えています。

○森戸座長 ということで、どうでしょう。

○白井議員 非常に混乱してしまっていて、前期のこの議論も含めて確認させていただきたいんですけ

れども、「同一の理念を有する」ということと

「政策を中心とした理念を共有する」ということ、

どちらの方が幅が広いのか、狭いのか、その辺が、ちょっと私の捉え方として、今話を聞いて余計混乱したんですよ。私のもともとの捉え方は、

「政策を中心とした理念を共有する」ということは、要するに考え方が、ほぼというか、何でもかんでも大体一緒という考え方でなくても、こういうことをやろうよというところで違う意見のところも多数あると思うんです。そういう中でも、骨子となるというか、根本となる部分だけが一致さえしていれば、そういう方向性が共有できていければ、会派として組もうねと言うことができるというのが、私は「政策を中心とした理念を共有する」という考え方だと思うんです。「同一」ということが、逆にだから私は狭いというイメージがあるんですけど、その辺は皆さんどういう感覚なのかちょっと確認をとりたいたいと思ひまして。

○百瀬議員 私のさっきの発言は、「同一の理念」というのは非常に広義な意味の方で考えて、「政策を中心とした」ということは採決態度も含めた細々としたところまで一致という非常に狭いイメージが、私はそういうイメージを持って先ほど発言しました。

○片山議員 私は、逐条解説をいつものとおりに聞いていたら、先ほど小林議員がおっしゃったように、確認をしながらいきたいと思ったものですから聞いただけなんですけど、先ほど小林議員がおっしゃったように、大きな問題というんですかね、幾つか重要問題、市の重要課題のようなどころについての政策で一致をしているというような説明をした上での会派の結成というのはあるのかなと思ひて、それが「政策を中心とした理念を共有」というところで、百瀬議員とは解釈が違って、細かい政策全てということではなくて、それが大きな幾つかの課題についてという意味合いかなと捉えていたんですよ。「同一の理

念」という方が、「同一」という言い方からして割と限定的な感じがしていたものですから、でも、先ほど五十嵐議員が、思想・信条とか、そういったもの、その中に大きないろいろとこういうパターンも含まれるのではないかなというように解釈をされていたので、その辺が解釈で一致していればいいのかなというふうに思っているところなんです。

○水上議員 共産党はたたき台の案について会派というのは政策が基本的に一致しているということをやはり入れてほしいということは言ったんですけども、全体の一致の中でこういう「同一の理念」という形になったと思うんですが、そういう意味でいうと、理念というところがすごく幅広いじゃないですか。「みどりが萌える小金井市をつくる」というのも一つの理念だし、「平和な日本」というのも理念だということになるから、あくまで、基本的な政策的みたいなものがもうちょっと具体的なこととして位置付けるのが議会の中の会派の在り方ではないかなというふうに僕は考えているので、理念というところに政策的みたいな言葉が一言入った方がより、片山議員も、考えはちょっと違うとは思いますが、理念という漠然とした言葉にもう少しどういう理念なのかということが加わった方がいいということだったと思うので、その方にこしたことはないのではないかなというふうに僕は思います。逐条解説で書くとしたって、理念は何ですかということになったら説明のしようがないと思うんです。

○森戸座長 理念というのは、大枠の根本的な考え方だと思うんですよ。その考え方があって政策的にどうなのかというものがあるのではないかなというふうに思っていて、ここのあれでいうと、政策というのは物事の方針とか方向性とかその手段ということと書いてあったんですけど、そういう感じなのかな。だから、理念の大まかなところというのは、やはり政党などは理念があって、党

の綱領だとか、そういうものの集団の集まりなわけですよ。では、無所属の皆さんはどうなのかということだと思うんですよ。それをどう表すかということなんですね。だから、「政策を中心とした理念」と言われると、ちょっと日本語上、合っているのかどうかというのは、「政策で一致する」というような言い方だったら分かるんだけど、「政策を中心とした理念」という言葉はどうなんですか。聞いていて違和感があるんですよ。

「一致した政策を有する議員で構成する」という言い方。「同一の理念」ということだと、例えば無所属会派の方が集まって会派をつくられるときにいかがですか。一致したとか。

○斎藤議員 私が余り発言しないときはどちらでもいいと思っいることが多いんですけども、ここは議会であり、要するに政策を審議するところであるので、やはり政策というところにある程度絞ったところでの理念が共有されているという表現の方が、どちらかといえばいいのかなと。同一ということになれば、幅は私は広くなるというふうに思っいて、どっちかといえば、政策という言葉、それを中心とした理念という言い方なのかは別としても、政策という言葉が入った方がいいと思います。現状と今の議論の中でいえば、「政策を中心とした理念を共有」という方がいいかなというふうに思っいます。

○森戸座長 政策で一致した、中心とした……「政策を中心とした理念」。

○加藤議会事務局長 会派の定義は実は本を読むといろいろ書いてあるんですけど、一つ、会派という形の中で、平成10年に東京地方裁判所の裁判例がありまして、「会派は議会内において政治的信条を同じくする議員によって結成される同志的集団である」と、そういう一部の裁判例の中で会派とはという定義をされていることがありまして、解説本などを見ると、会派で大体頭に出てくる表記が、議会内に結成された議員の同志的集合体の

ことを言う、定義的にはやはりそういう文言を使っているのが多くは用いられております。

○森戸座長 ありがとうございます。政治的信条を同じくする。

○五十嵐議員 無所属同士で会派を組んでいる私の感覚からして、「同一の理念」という言い方だとしっくりくるんですね。今、「政治的信条」というのもしっくりくるんですけど、「政策的」という表現になると、何か具体的に狭まってくるような感じがして、一々付け合わせたこともなかったものですから、なかなかそこは難しいかなという感じがするんですね。「政治的信条が一致する」という言い方で、それがあれば、逆に具体的な政策に関しては多少違ってもしり合わせが可能になってくるみたいな、話の土台が、ベースは一緒だみたいなところというイメージなので、「政策的」という言葉だと、すごく具体的で、なかなか一致点を、こっちはいいけど、こっちは悪いみたいな形で合わせるのが難しくなるという印象を持ちます。

○森戸座長 同じ会派であっても、あるからこそということですよ。

○湯沢議員 私は理念という概念を共有するのは非常に難しいと思っていますし、余り理念についてすごく深く考えたことがないんですが、今の議論の中では五十嵐議員がおっしゃった、土台が一緒で、すり合わせが可能な集合だというのはすごく腑に落ちる表現で、私が思っている会派というのは、例えば今回、提案条文に対する意見をみんなそれぞれ作ったんですけど、では、会派の中でこれをすり合わせてきてと言われたときに、分かりましたと言って、自民党5人の意見はこれですとまとめて出すことができる単位が会派とっているんですよ。すごく実態的な感じなんですけど。それを表現したくて私は「議会の運営に資する」という言葉を使って、では、そんな小さい単位で何か宿題をやってきてと言われたら、そこでまと

めて出してこられる単位ということを書いてこういう表現を作ってみました。そういうふうに思っています。

○森戸座長 ということですね。「同一の理念」というのは余りないですか。

○湯沢議員 ちょっと難しいですね。今の議論の中だけとって、理念という言葉は共有するのはちょっと難しいのではないかなと思いました。

○森戸座長 また宿題が出てしまう。

○片山議員 今の湯沢議員のご意見だと、でも、自民党案としては「議会の運営に資するため、同一の理念」というふうに書いてあるんですが、「同一の理念」を抜くということではよろしいんでしょうか。

○湯沢議員 そうですね。なので、「議員は、議会の運営に資するため、会派を結成する」「同士となる者と会派を結成する」とか、言いたいことが分かっていたら、そんな感じですよ。

○森戸座長 政治的土台が一致する、政治的信条……、ある意味、現状の市長の政策を応援するという事は一致できるよという集団があったり、現状の市長のやり方はおかしいということで大まかな政策で反対だというグループがあるということもあるわけですよ。それをどういうふうに表示する、多分その土台ですよ。

○中山議員 私は別にほかの人をどうこう批判するつもりは全くないんですが、佐藤和雄市長の時代に別の政党等に属する人たちが同一会派を結成した、6人会派だったと思うんですが、そういう経緯がありまして、それはまさにいわゆる片山議員が今おっしゃっていた政策の概念というか、考え方が一致する人間で構成されていたような気がします。それとは反対に、今度、一人会派も認められて、さらに今、尊重するという表現がなくなるわけですけども、いわゆる少数会派もしくは一人会派の活動も保障されるということになると、政治状況とか、議会もしくは市長の状況に応じて、

会派を結成しよう、離脱しようというような、意図的なことを作為的に行うことができるような気がしまして、そこまで私は踏み込んで議論する必要あるかどうかちょっとまだ分かっていないんですが、白井議員が将来的に不安があるというような、先ほど別の項目でおっしゃっていましたが、私もすごく不安があるんですね。ですから、ここは、今、湯沢議員が言ったような定義で、現状に沿った形で、極力現状がどうあるのかというところでまとめるのが一番いいのかなというふうに考えています。

○森戸座長 調布市も「政策を中心とした理念」という言い方になっているんですね。多摩市はそうでしたか、「共通の理念を持ち」。少なくとも市長の政策に相反する人と賛成の人が同じグループになることは、あり得ましたか。

ちょっと休憩します。

午後 2 時 32 分休憩

午後 2 時 52 分開議

○森戸座長 再開いたします。

「同一の理念」については、何人かの方々からのご意見を頂きました。基本的に持ち帰っていただいた事項の中でいえば、「同一の理念を有する」という会派と、それから「政策を中心とした理念を有する」という言い方と、二つに分かれたんですね。これをどうするかということでもめていきたいと思っておりますが、他市の例で幾つか事例を挙げていただければと思うんですが。

○飯田議会事務局次長 先ほど座長からもご案内がございましたように、何市かの例では「政策を中心とした同一の理念」あるいは「同一理念を共有する」という言い方、いろいろ様々でございますが、八王子市の例をご紹介しますと、「議員は、基本的政策、理念が一致する議員をもって構成し、活動する団体（以下『会派』という）を形成することができる」というふうに記述してい

る例もございます。ご参考までに申し上げます。

○森戸座長 それ以外にも「同じ政策を持つ」というところもあるということなんですね。ただ、「同じ政策を持つ」ということになると、なかなか一致しないところもあるのかなと思っていました。今、八王子市議会に学ばせていただくと、小金井市らしさでいうと、「基本的政策又は理念が一致する議員で構成する」という言い方が小金井市の実情に合った言い方になるのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 この文言を第 2 項の「同一の理念」に置き換えさせていただきます。「同一の理念を有する」というところまでです。もう一度言いますと、「会派は、基本的政策又は理念が一致する議員で構成する。議員は、1 人の場合においても届け出るものとする」。「議員は、1 人の場合においても」、何を届けるかだよね。

○飯田議会事務局次長 こちらは調布市の例を引いていらっしゃるかと思いますが、ここでは「1 人の場合においても会派として届け出ることができます」という形になっております。

○森戸座長 では、ここに「会派として」というのをに入れていただいて、もう一回読み上げます。

「会派は、基本的政策又は理念が一致する議員で構成する。議員は、1 人の場合においても会派として届け出るものとする」でいいですよ。あと何か文言がおかしかったら作業部会でお願いしたいと思うんです。

○水上議員 ただ、ここは最初、僕らは「会派は」という言い方にしたんですよ。つまり、「会派は」で始まっているところが後段が「議員は」ということになってくると、要するに、客観的に会派というのはこうあって、1 人の場合も認めるといような言い方がいいのではないかなということで「会派は」にしたんです。「議員は」

ということになると、議員というのはそれぞれの意思があって、それについて制限を加えるみたいな形の文章になったりすると、ちょっと流れが良くないのではないかなということ。「会派は」というのがあるので、議員か会派かというところはちょっと判断してもらった方がいいのではないかなと。（「提案としては」と呼ぶ者あり）提案としては、この提案シートに書いてあるとおり、「会派は、1人の場合においても届け出ることができる」というふうに僕は「会派は」という形にして、一人会派もあり得るんだという形にしている。

○森戸座長 「議員は」ではなくてね。「会派は」。

○水上議員 その辺のニュアンスが違うのではないかなと思うので、作業部会に送られても、やはりある程度の一致したものがないと、要するに語句そのものをまた考え直すということになると、ここでの議論が作業部会で延々と続くことになると思うので、その辺は送られるにしても、「会派は」にするのか、「議員は」にするのか、最低その辺のところだけは整理していただいた方がいいのではないかなというふうに思います。

○森戸座長 今、共産党から、第2項の2行目の「議員は」というのは「会派は」にしたかどうかということです。（「そしたら『会派として』でもいい」と呼ぶ者あり）そうですね。そこはできる規定でない方がいいのではないかと。「ものとする」と、上と整合性を、セット。どちらですか。皆さんの方から。

○片山議員 すみません、ちょっと対案ではないんですけど、水上議員がおっしゃっていることは分かるんですけど、主語と述語がいまいち合っていない気がするので、少し文章を見直した方がいいかなと思っています。「会派は」というので始まりますけど。

○森戸座長 「議員は、1人の場合においても会

派として届けるものとする」。届け出るという「出」は要らないかもしれない、「届けるものとする」。「会派は、1人の場合においても」、「会派は」というふうにすると……、調布市は「議員は」でしたか。調布市は上の文章も「議員は」になっているんですね。「会派は、同一の理念を有する議員で」というところが、「議員は、政策を中心とした理念を共有する者同士で会派を結成する」。ただ、そうすると、この上の文章は、「議員は、基本的政策又は理念が一致する者同士で会派を結成するものとする」という言い方ですよ。その方がいいですか。もう一回言いますよ。「議員は、基本的政策又は理念が一致する者同士で会派を結成するものとする」。「議員は」でもおかしくはないですよ。

○斎藤議員 第1項で、「議員は、議会活動を行うため、会派を結成するものとする」と。その会派というものは、こういうものですよということであれば、会派が先になるのかなという気もちょっとするんです。

○森戸座長 第2項ね。（「それを受けて」と呼ぶ者あり）受けてね。そうなんだよね。

○小林議員 今日の3時ということもあるんですけど、今、いろいろな意見が出ましたけど、趣旨が異なるものはなかったの、作業部会かな。

○水上議員 意味が通るんだったら、さっきの「会派は」ということにはこだわらないので、もし今、一致できるんだったら、この文章のままでもいいと思います。

○森戸座長 分かりました。では、もう一回言いますね。第2項、「会派は、基本的政策又は理念が一致する議員で構成する。議員は、1人の場合においても会派として届けるものとする」。「政策又は」、「又は」を入れる。丸ポツというふうにはなかなか得ないという、一致しないんですよ。

○湯沢議員 すみません、ちょっとませ返すよう

なのですが、一つの条文の中に丸がついて、また主語で始まる条文は、余り見かけないというか、あるんですかねという疑問があるんですけども。

○森戸座長 調布市は分けていたんでしたか。
（「調布市は分けている。号だよ」と呼ぶ者あり）第3項に「議員は」ということか。（不規則発言あり）例えばどういうふうにですか。（不規則発言あり）第2項に、「会派は、以下に掲げるもので構成する」とか、何かそういうものがあって、（1）（2）にならないと文章的にはいけないんですよ。それで、（1）として「会派は、基本的政策」うんぬん、（2）として「議員は、1人の場合においても届け出ることができる」という、そういう形になると。違うか、ちょっと今、調布市が見られる……。

○小林議員 今の湯沢議員のお話を尊重すると、第1項の号立てとして第2項と第3項を号にして、号でいけばすっきりするでしょう。

○森戸座長 （1）（2）。分かりますか。第1項は、「議員は、議会活動を行うため、会派を結成するものとする」。（1）、「会派は、基本的政策又は理念が一致する議員で構成する」。（2）として、「議員は、1人の場合においても会派として届けるものとする」。第3項が第2項で繰り上って行く、どうでしょう。では、ちょっとそれで作ってみるということ。

○小林議員 今、まだまとめていなければいいんですけど、すみません、黒ポチのところだけ、3時休憩の間、持ち帰っていいですか。

○森戸座長 「又は」でいいのかどうかというのを公明党としては。

○小林議員 もともとの提案と違うので、もう一回話したいと思います。

○森戸座長 八王子市は丸ポチですよ。では、それは公明党が持ち帰りたいということですので、現状では保留としたいと思います。

3時になりましたので、しばらく休憩します。

午後3時07分休憩

午後3時35分開議

○森戸座長 再開いたします。

休憩前に引き続き、議会基本条例素案たたき台の協議をいたします。

先ほど、公明党の方から第4条について持ち帰りたいという話がありました。持ち帰られた結果について。

○小林議員 お時間を頂戴しまして申し訳ございません。

結論からすると、まだ答えは出ていないということで、そこは大事なポイントとして思っていて、本日の議論があっても、その言葉の定義はまだまとまっていないにせよ、各々の考えているところがある程度一致している部分もあるのかなと思うところを感じていました。そういったところで、「又は」にしてしまうと、あってもなくても同じような扱いになってしまいますので、もう少し議論したいと。それを外したとしても、逐条解説にどう残すかとか、そういったものも含めて一致させていく方向でもう少し議論を会派でしたいということでもありますので、黒ポチで残しておいていただくとか、一旦、その辺は座長の方にお任せしたいと思います。

○森戸座長 分かりました。いろいろ考えてみますと、会派というのは、政策的な一致や理念が共通しているというようなことを含めて、一つの政策集団であることは間違いないわけですよ。それをどう表現するかということだと思っていて、したがって、会派の中で政策の中身、政策立案からその政策に対する対応については、基本的には一致していくということだと思んですよ。そこがないと政策集団とはなかなか言えないのかなということがありますので、そういうことも踏まえて、どういう表現にしたらいいかということを持ち帰っていただくということで今ありました

ので、いずれにしても、この第2項はそういうふうに変えることも含めて各会派に持ち帰っていただく。公明党は「基本的政策・理念が一致する」ということを提案したいと。全体的に今、一致しているのは、「基本的政策又は理念が一致する」ということなんです、その辺りを持ち帰っていただく。つまり、公明党としては、基本的政策も理念も一致していないとおかしいですよということですよね。おかしいって、強く言えばです。小林議員だから優しくおっしゃっているんですけど。そこは持ち帰っていただくということでよろしいでしょうかね。

あと、第3項に移りますが、もうちょっと議論していきたいと思えます。ここは「少数会派を尊重する」というのは削除してほしいというのがあります、それを削除する代わりに「少数会派の活動を保障するものとする」というのを入れたらどうかということで提案をさせていただいています。これについてはいかがでしょうか。これを削除すべきだとおっしゃっているのが、自民党と改革連合で、議員の数としては6人ですね。それで、「少数会派の活動を保障する」というのは、共産党、みんなの党、市民自治こがねい、小金井をおもしろくする会ということで、議員としては8人です。それから、第3項は、結局、第2項を分けましたから、「議員は、1人の場合においても会派として届けるものとする」というふうに分けましたので、これでいうと、「少数会派の活動の保障」という言葉を盛り込む必要があるということに賛成であるということだと思いますので、公明党、民主党、生活者ネットワーク、こがねい市民会議のご意見は、「少数会派の活動を保障する」というのを入れ込むという形なんだろうと思ひまして、こういう書き方にさせていただきました。これは自民党と改革連合が削除のみなんです、が、「少数会派の活動を保障する」というのを入れることは難しいのでしょうか。

○五十嵐議員 削除のみというよりは、今までの議論から一人ひとりの議員として対等に活動を保障するというような表現にしてはどうかかなと思つて、一応裏面にちょっと提案をしてみたところなんです、が、「少数会派の活動を保障する」というところの会派が多数ですので、一步譲つてもいいかなという気はしております。

○鈴木議員 すみません、表の書き方がちょっとまずかったのかなと思つていて、この裏のところでは、「少数会派の尊重」という言葉そのものの考え方では自民党が一番近いのかなと思つていて、この言葉そのものは削除するべきであると考えています。これによつて、議員平等の原則、多数決の原理というのがどうなのかという思ひを持っているので、これは削除すべきであろうというのが民主党の考えです。表の書き方が申し訳ないです。

○森戸座長 そうなんです、多数は「少数会派の活動を保障する」というふうに残してはどうかという意見なんです。

○宮下議員 今、ちょっと整理したいのは、少数会派が保障されているのは活動だけなんです。だから、少数会派の意見を最後まで吸い上げろとか、そういうふうなことにはならないと思つて、こういう表現かなと私は思つているので、ちょっとそこら辺のところだけ、小さい言葉の表現なんだけれども、そこだけちょっと大事かなと思つて、多数決の議論というのは、それは民主主義の根本なので、そこは変わっていないと思ひます。

○森戸座長 少数会派の意見も尊重されなければいけないんですが、多数決で決まれば、それは当然多数決になつていくと。自民党も五十嵐議員と同じような形なんですかね。「少数会派の活動を保障する」というのが入り込むとまずいんですか。

○中山議員 少数会派とか、うんぬんかんぬんよりも、全議員、全会派の活動が小金井市議会に保障されていると思ひます。そこは私も認めておりますので、そのような、昔は小金井市議会がどう

だったか私は分かりませんが、少なくとも私が議員になったこの5年間ぐらいは、少数会派だからどうのこうのとかということはなかったように思いますので、そういう意味でいうと、全議員、全会派の活動は保障されているという現状に即しますと、逆に少数会派というふうに明記すること自体がちょっと違和感を感じるというところであります。だから、全議員でもいいと思いますけど、五十嵐議員と同じです。

○白井議員 全議員ということが出ましたけれども、確かにそれは議会改革の前提だと思っています。それは全然異論はないんですけれども、ここは会派のことを言っているわけなので、ここで議員一人ひとりの活動を保障するというようなことを入れるわけにはまずいかなと思うんですよね。さっきも申し上げましたように、少数会派というのは、これまでいろいろところで小金井市議会の特徴の一つとして公の場で述べられてきたので、それが実情としては全国的に見ても、まれな取扱いというか、活動の保障の状態であるということは、これまでもそうでしたし、これからもまだまだ特徴的な事由だと思うんですよね。なので、これはあえて言葉として盛り込むべきというふうに私は思います。

もう一つ言うと、少数会派というのは、前の議論の中でも何人の会派を表すのかという話があったと思うんです。一人会派の記述は前項でありましたけれども、確か少数会派というのは2人以下というような話があったと思うんですけれども、そういう観点で考えると、1人もしくは2人の会派の活動を保障するという必要なのではないかなと私は思っています。

○林議員 生活者ネットワークは最初、「会派を最少1人の議員で構成する」というふうに引用すれば、「少数会派を尊重する」とか「活動を保障する」という文言は削除というふうに提案をしましたがけれども、これまでの議論を聞いていて、や

はり少数会派の活動が保障されてきたというのは小金井市議会の特徴だというふうに改めて確認をしましたので、「少数会派の活動を保障するものとする」というのを入れてください。

○森戸座長 ②ということになるんですかね。では、これは②ということですね。2番の②は4会派になったと。③が3会派ということですね。②も③も「少数会派の活動の保障」という言葉は盛り込まれておまして、少数会派の活動を保障するというのは小金井市の特徴でもあって、かといって、最大会派を尊重しないかということ、そんなことはないわけで、ということで、これはよろしいですかね。この文言は持ち帰っていただきたいんです。これで持ち帰るということでもよろしいですか。これでというのは、この現状の文章、第2項になります。次に行きますが、よろしいですか。

○小林議員 持ち帰るに当たって、裏面に公明党の案というのがあります。これでいくと、第4条第3項になりますけれども、この違いは、「公平性を確保しなければならない」を丸にしているか点にしているかというところが大きな違いでありまして、設問2の裏面の公明党案の第4条第3項、「会派間の公平性を確保し」、ここでのポイントは、あくまでも会派間の公平性を確保することが主であって、その上で少数会派を保障するんだと。

○森戸座長 句読点ね。「しなければならない」と切っているのではなくて。

○小林議員 そうですね。座長案の方だと、「少数会派の活動を保障する」というのがプラスアルファというような酌み取り方もあるんですが、そこを丸を点にしているところで趣旨が少し違うんだということだけは改めて伝えておきます。

○森戸座長 分かりました。すみません、私が欠落していました。

そうしますと、公明党の案、「確保し、少数会派の活動を保障するものとする」という言い方、

または座長案でいくか、これは持ち帰っていただいてということによろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 そういう欠落しているのがあったら、どんどん言っていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

それで、繰り上がって第4項なんですけど、会派代表者会議であります。ちょっと私も認識を、今、休憩中にいろいろ調べていて、皆さんにはご報告していなかったことがあって、実は平成20年の地方自治法改正で地方自治法第100条第12項が変わっているんですね。それは何かというと、会派代表者会議、全員協議会と議会における議案の審査、議会運営の充実を図るため、各種の会議等が開催されている実態を踏まえ、議会活動の範囲を明確にするため、議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができるということが規定をされているんです。したがって、地方自治法でも第12項に、「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」というふうになっているわけです。したがって、その点からすれば、条例上にうたうことは、ある意味、問題はないというか、ちょっとその前提となるとところがきちんと共通認識に私もなっていなかったし、そういうことで発展しているんですね。

○飯田議会事務局次長 今のお話でございますけれども、会議規則の定めるところによりということで、そういう場を設けることができるというふうに地方自治法ではなっているわけでございます。それで、会議規則の第119条のところを見ただきますと、こちらの小金井市議会の例規類集の57ページでございますけれども、「法第100条第12項の規定により、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下『協議等

の場』という。）を別表のとおり設ける。」ということで、別表のところでも全員協議会ということで、本市では全員協議会を規定しているということで、会派代表者会議までは規定していないということでございます。

○森戸座長 これは全員協議会を会議規則上でうたうということだったんですが、したがって、会派代表者会議についても会議規則にうたってはいけないということではないということですよ。

○飯田議会事務局次長 うたうことは構わないわけでございますけれども、ただ、先般も私が申し上げましたように、そういったことで盛り込むということになりますと、公開が原則になります。そうしますと、傍聴者を認める、会議録を作成する、あと報道の自由を認めるという形になってまいりますので、会議録を当然作って、ユーストリーム中継を行うという形になってくるのが原則だということでございます。

○森戸座長 そういうことで、地方自治法第100条では会派代表者会議もうたわれていると。したがって、非公式の会議にするかどうかの判断は各議会に委ねられているということですね。全体的にこれは多摩26市で見るとどうなんですか。

○飯田議会事務局次長 先般も申し上げたように、八王子市議会ではこちらの基本条例の方に規定をしております。したがって、公開が原則になっておりますので、代表者会議懇談会というのを別途設けているという実態がございます。

○森戸座長 ということなんですけど、もし会議規則だとか議会基本条例に盛り込むというふうになると、公開の問題とか、いろいろあるんですが、ここだけの問題にはならないということですよ。会派代表者会議で議論するか、議会運営委員会で議論するかということに、もしもう一回議論しようということになれば、そういうことになるということなんです。だから、会議規則で位置付けられているよと。地方自治法でも会派代表者会議を

各議会の判断で議会の活動の範囲の中に入れて、例えば会派代表者会議は議会の活動の範囲ではないということですよ。

○飯田議会事務局次長 こちらの会議規則には定めていないわけですがけれども、議長名で招集通知などを出して招集させていただいている会議については、議会活動の中に入るというふうに解釈しております。議会の活動ですね。ですがけれども、こちらの第100条第12項に定める会議というところまでは定めていないということですね。ですから、議会活動に含めておりますので、例えば議員派遣などはかけずに、皆さんもし万が一何かあったときにも、議会活動として解釈しておりますので、公務災害は認められるという形でございます。ただ、議会活動の中に入るという解釈をしておりますけれども、会議規則上は定めていないので、公開原則までは規定していないといえますか、そこまでは及んでいない形になっているかと思えます。

○森戸座長 ちょっとそういう意味では矛盾を持っているのかな。

○飯田議会事務局次長 すみません、26市の状況を話させていただきます。平成25年度の東京都市議会議長会の資料によりますと、会派代表者会議を会議規則で規定している市、つまり公開を原則としてやっている市なんですけれども、狛江市と西東京市ということでございます。八王子市は、最近、議会基本条例が制定されましたので、そこで規定をしているんですけれども、こちらにまで反映されていないんですが、今のところ把握しているとなりますと、八王子市、狛江市、西東京市になるかと思えます。

○森戸座長 ありがとうございます。

そういうこともちょっと踏まえながら、一応全体的には削除すべきというのが7会派、残すべきというのが3会派ということになっているんですね。

○百瀬議員 ここにも書いたんですけど、条例に明記して、かつ運用自体が、行政でやっているような庁議という形で非公開ということは、条例上とか規則上とかできるのかできないのかちょっと教えてください。

○飯田議会事務局次長 条例に定めるとなりますと、やはり傍聴を認める、会議録を作る、それから報道の自由を認めるという形が、情報公開条例の方でも基本になっているかと思えます。特別に例えばこういう場合は秘密会とするとかいうようなことでしたら、非公開ということも可能かと思えますけれども、基本的には、今申し上げた三つが基本になるという形になります。

○森戸座長 例えば会派代表者会議を開く中で、休憩しますと言って休憩して、議事録をとらない非公開の会派代表者会議というのはあり得る。

○渡辺（ふ）議員 傍聴者がいる可能性ということもあるわけですから、突然、今から協議会を行いますと言ったところで、では、出てくださいますか、場所を移動しますということになると思うので、それは合理的ではないと思います。

○白井議員 一旦、決定ではないと思えますけれども、多数が公開しない、要するに明記しないということで何となく基本的にいきますので、今の新しい座長の話聞いて、それを含めて異論があればここで出していただいて協議すればいいと思うんですけども。

○森戸座長 今の話で各会派もう変わらないということですかね。では、ここは座長案で削除の方向で持ち帰っていただいてよろしいですか。

（「持ち帰りね」と呼ぶ者あり）いや、一致するかどうか、削除を要求している会派が何か意見があればそうなんですけど、何もなければこれで持ち帰っていただくということだと思えますね。

○片山議員 私は公開をうたうべきだと、公開とか、ここに盛り込むべきだと思っているわけなんですけれども、先ほど座長がおっしゃった地

方自治法の改正などがあっても、大方がそれであってもやはり盛り込まないという方向が多いということでの座長案での持ち帰りにしたらどうかという提案でしょうか。確認だけです。

○森戸座長 そうですね。こういうものもありますよということを前提しておかないと、後で実はできたんだよという話が出てくるとまずいので、一応今、地方自治法改正の話はさせていただきました。それでも非公開だという会派の方々が変わらないとしたら、それは持ち帰っていただくということになると思います。現状維持で座長案は提案させていただいていますので、それでご検討をお願いしたいということでもあります。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 では、座長案の、これは削除ということで持ち帰っていただきたいと思います。

次、もうちょっとやりたいんですが、第5条、市民に開かれた市議会です。「公開しない場合については、その理由を明らかにしなければならない」というこの部分については、ほとんどの会派が残すべきだということでもあります。みんなの党とこがねい市民会議から、「秘密会は」という言葉に置き換えて文言を調整したらどうかというご意見がありました。これは、実は前回の改選前の委員長提案の中では「秘密会は」というのを入っていたんですが、わざわざ「秘密会は」というのを入れる必要があるのかという議論があって入れなかったという経過があります。そういう点で、もし2会派の方がもう一度持ち帰って検討していただけたら、「公開しない場合については、その理由を明らかにしなければならない」というこの文言で一致していただくことは難しいでしょうか。大丈夫ですか。

○斎藤議員 逆に教えていただきたいんですけど、公開しない場合において秘密会以外で公開しない会議はあるのでしょうか。

○森戸座長 それはほとんどないですよ。会派代表者会議などをどう位置付けるかというのはあるんですけど。

○斎藤議員 会派代表者会議は正式な会議ではないですから、公開しない場合についてはというよりも、公開することが適切でないから秘密会にするのであって、市民に開かれた市議会の中でも公開することが適切でない会議というものもある、それは秘密会ですよという規律があっても、何ら問題はないというよりも、システムを明確に市民に開示した方がいいのではないのでしょうか。

○百瀬議員 私どもも、今、斎藤議員がおっしゃったように、公開できない理由の会議がどういうものがあるのかというのは市民に分かりにくいなということで、この一言を入れたということです。

○林議員 私たちも、会派代表者会議という言葉そのものは議論の中で、今すぐに全面的に公開するのは難しいだろうということで、第4条からは削除して、その代わりに第5条のところ、「議会は、本会議、委員会及び全員協議会、その他全ての会議」というところに会派代表者会議を含めてほしいということを考えています。原則公開というふうに書いてありますので、状況が整えば公開をしていくのが本筋だというふうを考えていますし、今の段階でもこういう理由で会派代表者会議を開いたということは市民の方に分かるような状況になっているので、そこでの一致、合意と言ったらいいんでしょうか、そういうところはしたつもりでいたんですけども、そういう言い方はできないのでしょうか。

○森戸座長 会派代表者会議も含めてということですね。全ての会議で、非公開となっているものについては理由は説明しなさいよということですよ。

○飯田議会事務局次長 第5条のところは、本会議、委員会及び全員協議会だけが対象の規定でございまして、会派代表者会議についてはそもそも

この条例の中に盛り込まないということでございますので、先ほどのお話はちょっと別な形になってくるかなと思っております。本会議、委員会については、秘密会の規定があるわけでございます。地方自治法にもあり、あと委員会条例にもございます。全員協議会については秘密会の規定は特にないかと思いますので、「公開しない場合については」という言い方が全員協議会については適切なのかなと思います。本会議、委員会については秘密会という言葉を使っていいかなと思いますけれども、全員協議会については公開しない場合という形が今のところ適切かなというふうに思います。

○森戸座長 全員協議会も公開しない場合があるということですよ。市長から市長判断で非公開でやってほしいという場合があると。だから、この表現の方がいいということですよ。

○五十嵐議員 今、生活者ネットワークの方から提案があった「その他全ての」というのは、ちょっと難しいかなと思うんですね。今、ぱっと全部の会議が頭に浮かんでくるわけではないんですけど、多分、「その他全て」というと協議会からそういう本当に全てになってしまうと思うので、全部公開の原則に当てはめて整理していかなければいけないし、公開の準備をしていかなければいけなくなるような気がするので、会派代表者会議だけではなくて、「その他全て」という表現はちょっと難しいのではないかなと思います。

○片山議員 今、秘密会という言葉を入れるかどうかという話ですよ。

○森戸座長 そうです。ただ、林議員から会派代表者会議ということもあったので、「その他全ての会議」というのはなかなか難しいということで、全体的にはそこまでは言っていないんですよ。なので、できましたら、生活者ネットワークにはこの文言でご理解いただけないかと。

○片山議員 意見なんですけど、秘密会という言

葉を省いてきたという経緯があったと思ったんですけれども、すごく専門的な言葉だなというか、市民から見ると何だろうという思いがすごくあるので、私は「公開しない場合については」というような、このぐらいの言い方が分かりやすいかなというふうには思っています。基本的に会派代表者会議のことは多分規定されていなかったらと思うっていて、どちらかという、委員会協議会を入りたいということで入っていたのが、いろいろな議論の中でこういう言い方に変わっているわけですけど、逐条解説の中ではこの委員会協議会公開ということは原則となっているというか、入れていくというぐらいのことだろうというまとめではないかなというふうに思っているところで

○飯田議会事務局次長 先ほどの全員協議会についてちょっと補足説明させていただきます。地方自治法第100条第12項のところ、事実上の会議の存在として全員協議会というものを規定することができるようになったわけで、会議規則のところ本市では全員協議会というものが、今までの本会議や委員会の正式な会議とは別に、事実上、議会の中で行われているということで定めることができることになり、本市では全員協議会を定めているところがございますので、そういった意味では公開の原則というのが基本的には当てはまらなくて、ただ、本市議会では公開をしているという形になるかと思います。

それから、先ほど、委員会協議会のお話が片山議員からございましたけれども、議論の中では委員会協議会については逐条解説で傍聴を認めているという事実を書こうかというようなことでまわっていかと思います。

○森戸座長 ということで、秘密会というのは本会議と委員会に附属しているということですから、あえて書くこともないということですかね。地方自治法にうたってあるし、委員会は委員会条例で

すよね。委員会協議会は傍聴することができるというのは、逐条解説に載せるということですね。これはいかがでしょうか。持ち帰っていただいて、この文章でいくかどうか。秘密会という文言を前に出すかどうかというようなこともあるんですが、あえてそれを入れなくてもいいのではないかと。本会議、委員会という規定で、満たされているとは言いませんけど、そこに付随してきているものなので、秘密会という言葉を入れなくてもいいのではないかと。また、秘密会という言葉を入れると、市民の皆さんに説明をする必要があるということがあるのでということですね。それから、地方自治法にうたわれているということもあると。よろしいですか。

○鈴木議員 とりあえず確認したいんですけど、今のお話は秘密会の記述をするかどうかということですけど、「ただし」以下を削除するということは現段階ではないということですかね。

○森戸座長 以下を削除すると。

○鈴木議員 ごめんなさい、第1項の「ただし、公開しない場合については、その理由を明らかにしなければならない」という、現状、座長提案はこうだという形になっていますよね。ここに更に加えて秘密会を記述するかどうかということで持ち帰りということですか。というのは、原則公開とすると第1項のところではしているの、「ただし、公開しない場合については」という部分は必要ないのではないかとというのが僕らの考えなんです。そここのところの整理をちょっとしていただければ、持ち帰るに当たってありがたいと思います。すみません。補足します。要するに、第5条の第1項のところ、「議会は、本会議、委員会及び委員会協議会を原則公開とする。」としていけば、原則公開としているということで十分なのではないかと、私たちはそう考えているということなんですけど、その上で更に秘密会の記述を載せるかどうかという整理で、それを持ち帰るのか

ということを確認したいということなんです。

○片山議員 鈴木議員がおっしゃることは、書いてはあるんですけど、理由を明らかにしなければならぬということはないということですか。

○鈴木議員 秘密会の議論を確か前回もしていましたよね。そのときに、秘密会をするときには秘密にする理由を述べなければいけないという規定の方がいい、会議規則か何かにあったような気がしたんです。それだけです。

○飯田議会事務局次長 秘密会にするについて理由を明らかにしなければならないというような規定はございません。ただ、地方自治法上、明らかにすることを禁じてもないし、明らかにするようにも規定していないところでございますので、法制上は明らかにするということは可能でございますけれども、明らかにする内容によっては、秘密会の意味がなくなってしまうような理由をつけてしまいますと、秘密の中身が分かってしまうので、秘密の中身が分からないような程度の理由のつけ方で明らかにするということは可能かなというふうに考えております。

○森戸座長 ここは秘密会という言葉を入れたいというのが2会派なんですよね。あとは、民主党が違うんですね。民主党も削れとおっしゃっているんですね。ここは要らないということで意見が分かれています。会派でいうとどうなるか分からないので、19人を代表する個々の会派の代表の方々は一応この公開しないということについての理由を述べることに同意をされているということでもあります。したがって、残る3会派の方にもう一度検討していただけないかと。また議論をすると終わらなくなるので（「持ち帰る」と呼ぶ者あり）持ち帰りです。

ということで、今日はそこまでですかね。持ち帰り事項の集約意見用紙をまた作って、永遠に続きそうなんだけど。来週の月曜日、2月3日でしたか。時間的に難しいね。

○宮下議員 月曜日、これの続きをやるしかないね。その間に持ち帰っている分は持ち帰ってやるということで。

○森戸座長 持ち帰っているのはもう少し後にして、もう少しこの座長案のところを更に議論してということでもいいですか。そうしましょうか。大体数のこの雰囲気を見ていただいて、どうしたらいいかということを考えてきていただけないかと。どこかでまとめなければいけないわけですから、是非お願いしたいと思います。では、この素案たたき台、ほかに皆さんの方から何かありますか。よろしいですか。あともう一つ、作業部会の報告があるので（不規則発言あり）第5条第2項ですよ。やりたいんだけど、時間的にできますかね。「市民」と「だれも」と半々になっているところがあって、半々ではないな、ここは分裂状態なんですよ。まだできないかな。次回、この状況を見てどうまとめたらいいか、自らが座長になったつもりで是非まとめるにはどうしたらいいかということをお願いしたいと思います。

では、1の素案たたき台については現時点で協議を終了したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 ご異議なしと認めます。

次に、2、作業部会報告についてです。作業部会の班長の片山議員からご報告を頂ければと思います。

○片山議員 作業部会は、1月27日の月曜日に第1回、これは一致条文班の方ですね。一致条文班の初めての作業部会を開きました。その報告というか、ここでまとめたものについてはこちらのシートにまとめているかと思しますので、ご覧ください。

このときは、進め方を作業部会でどういうふうにやっていったらいいかということを確認していったということがありまして、とりあえず、第1条だけを少し議論することができたという状

況です。第2条、第3条についても一致しているものなので、これについては、まず、この条文の次にある申合せ、会議規則との整合等ということ、あと課題、問題点について、こちらを、8人の作業部会の班を二つに分けて4人ずつで、第2条と第3条とそれぞれ作業をしていくと、調査をしてきて、そしてこのシートに書き込んでいって、2月19日が次の会議なんですけど、2月14日までにまずは書き込んできて、それをまとめてまた皆さんに投げるといって進めていこうという話をしているところです。

第1条については、整合、調査などができないまま始めたんですが、これについては議会事務局の方に伺って、それでまず作業をとりあえずやってみました。そして、この一覧についてはほかの申合せとか会議規則等を精査するような規則などはなかったということが事務局の方から報告がありましたので、その上で課題、問題点を挙げていったところ、①②③④と書いてありますけれども、これに書いたような形の課題点が挙がってきています。

まず、前文があるものですから、前文を置いて始めているということもあるんですけども、以下議会とか、以下市民とか、そういった略語をどこに入れるのかということについての確認をこの策定代表者会議で1回してもらった方がいいかという話があります。

それから、②です。これは目的なんですけれども、この中にある言葉で基本理念または責務ということについては、ほかにどこか規定されているところがないということで、この言葉をどうするのか。例えば、基本理念というものがこの前文の中で表されているというような確認をするのかどうかということについては、この策定代表者会議での確認が必要かというふうに思って、こちら、書いてあります。

③は、目的自体の構成なんですけれども、「基

本的事項を定めることを目的とする」というふう
に終わっているんですが、作業部会で話し合った
中では、これは検討結果の方に書いてあるんです
けれども、八王子市などの例でいうと、条例の本
来の目的としては、こういった基本的事項を定め
ることというよりは、この条例ができたことによ
って市民福祉の向上に寄与するとか、そういった
ことが目的としてのまとめになっているので、こ
ういった形にしていった方がいいのではないかと
いうような課題解決の検討結果として出てきてい
るところが、右側に書いてあります。

また課題の方に戻りますけど、④の方では文言
の使い方なんですけれども、「及び」とか「並び
に」といったこの使い方についてももう少し統一し
た方がいいということが出ています。

一番右の課題解決策等検討結果なんですけれど
も、結論としてはそういった問題点が出てきて、
未確定のために、ここで逐条解説とか、こうい
った文章にした方がいいという提案ができなかつ
たということで、策定代表者会議でもう一度、今
挙げたような問題点を検討してもらった方がいい
のではないかということになりました。

そして、②の基本理念というところの課題解決
の方法としては、先ほど申し上げたように、前文
を基本理念と捉えるのか、または基本理念に相当
するような前文の文言を抜き出して、別の条項で
何か作るのかというような提案がありました。

そして、③の議員の責務なんですけれども、こ
れは政治倫理条例のところでは定めているという
ような記載があるんですけれども、ほかにもこう
いったことに努めるといったような、そういった幾
つかのことがあるので、それを指すのかというよ
うな確認がここでできればいいかなと思っています。

それから、目的として、先ほど申し上げた④の
ところなんですけれども、最後に、市民福祉の向上、
市政の発展に寄与することを目的とするというよ

うなまとめ方ではどうだろうかということです。

⑤は、課題、問題点の④の整理の問題ですね。

こういった議論とまとめとなっているところで
すが、作業部会の方で補足があればお願いできま
すでしょうか。

○森戸座長 今、課題の検討結果ということで幾
つか指摘をしていただいています。一応今日は報
告を聞いたということにしていきたいなど。基本
的なルートについて若干説明しておいた方がいい
かなと思うので、次長、いいですか。もともとの、
作業部会から、まず一致しなかったり議論になつ
たものは正副座長と協議をするという。

○飯田議会事務局次長 作業部会の作業の具体的
作業案というものを平成25年10月4日に配付させ
ていただいております、先日の1月27日の作業
部会のときにも改めてお配りさせていただいたと
ころなんですけれども、作業結果を作業部会でま
とめていただいた後、策定代表者会議にかける前
に正副座長にお見せして、正副座長の方で調整を
していただく、その調整によっては、これはやは
り作業部会でやってくださいよという話になるか
もしれませんし、これはやはり策定代表者会議に
上げないとだめだねというようなことの調整が必
要になってくるかと思います。こちら、具体的作
業案の矢印のところの(5)でございますけれど
も、正副座長が作業部会案を確認する、あと調整
するというような説明をこちらに書かせていただ
いておりますが、ここはそういった形で作業部会
の作業のものをそのまま策定代表者会議というこ
とではなくて、その前段に正副座長の調整を持っ
てきた方がよろしいのかなというふうに思ってお
ります。

○森戸座長 ということで、こうやって報告をし
ておいていただいて調整をするという形なんです
かね。ただ、議論になっていないことで指摘され
ていることが課題などであるんですよね。それを
どう整理するかということなんです。だから、

全体が作業部会の皆さんで一致して整合性がとれていないよということがあるとしたら、それは何と何と何なんだという具体的な文言でお示しをさせていただいた方がいいのかなと。（不規則発言あり）どうしますか。例えば議員の責務の規定がないとか。

○小林議員 今回は目的ということで、結構、解決策を出すのが難しいところだなと思ってまして、解決策の一番最後の行に、「但し、②③④の結論によっては変更の必要はない」ということで、それぞれ問題解決はあるんですけど、例えば解決策にある④、これが実は大きなポイントとして出てきて、これは完全に置き換わるようなものなんです。ただ、これを作業部会の方で大きな改正案として決定をするのは重いだらうということもあって、それぞれの過程で出てきた問題・回答というのもここに今回は出ささせていただいたところで、今回は難しいまとめになったかなというふうなことを委員の1人として感じています。

○森戸座長 それで、第1条はいろいろな経過があるんですね。例えばということで話もあるので、もうちょっと班長と正副座長で話し合ってみるといいかなと思うんですね。長い文章に最初はしていたんだけど、目的が長過ぎるといので、結局、実務的な、こう言ったらおかしいんですが、味もそっけもないような文章になったということだと思つので、前文もあるし、目的はそんなに長くなくてもいいのではないかと。前文がなければ目的をもうちょっといろいろ書いてもいいのではないかという議論があったんですが、前文があるということでこういう基本的な事項を定めるということになったという経過などもあって、そこら辺をもうちょっと班長ともよく調整をして、次回はいつというふうにおっしゃいましたか。

○片山議員 2月19日に開く予定です。今回のこれは1月27日に開いた作業部会ということで、2日前で、私もまずこれは正副座長と議会事務局に

これを送ったということで、そこでこれを今日ここに書けるか書けないかということと、また多くするかどうか、それはお任せしてと思っていますが、ここでいきなりかけてという話ではないと思っています。ですので、ただ、2日前だったということで、最初の会議ということも含めて報告をして、そして皆さんで共有した方がいいかなというふうに思っているところです。ここでまた調整の中でのなるんですけれども、ただ、作業部会では最終的な課題解決というか、検討して、こういった文言にしましたということをご提案するということまでの方が本来はいいと。

○森戸座長 そうですね。基本的にはそういうことかなということですね。ただ、根本的に前文とこの項目が合っていないというふうに書いてあるんですが、それはどこがどういうふうに合っていないのかとか、もうちょっと。

○水上議員 前文と合っていないというのではなくて、「この条例は、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則等の議会に関する基本事項を定めることを目的とする。」と書いていますよね。これは議会事務局からも指摘があって、他市の例だと、例えば議会の基本理念を定めるということになると、第1条以下の文章のほかにも、議会の基本理念とか議会の議員の責務というのが入ってくるのが普通ではないかと。この文章の下の流れを見ると、目的があった次は議会の運営原則と議員の活動原則があって、次が会派になって、第2章、市民と議会の関係ということになって、要するに基本理念という規定しているものがないと。あと、文言として抜けているのは、例えば議員の責務ということもないんです。僕は文言を一々また見直したわけではなくて、こういう整合性としてどうかということで、解決策として前文で基本理念が書かれているから特に必要はないという考え方が一つあると思うんです。もう一つは、基本理念という条文を設けて、いかに

作るかどうかということ、これは二つの解決策があると。あと、議員の責務ということは、この中で一番右のところに書いてあるとおり、政治倫理条例の規定があるので、ここで包括されているというふうに考えれば解決できるのではないかと、いうような考え方もあって、その点はどういうふうにするのか、文言として書き加えるのか、包括されているというふうにするのかどうかということがあって、最後、文章を見直すという議論の中で八王子市の例を引っ張ってきたわけですが、規定することによって市民福祉の向上につながるんだというふうになったのは、ずっといくと、市民との関係、第2章でつながってくるわけですね。だから、議会のことだけを決めているわけではなくて、それを決めることによって市民の負託に応えるとか、市民福祉の向上に資するみたいなことになっていくときに、市民との関係も表せるのではないかと、いうことで、そういうふうにするのを入れた方が以下流れるのではないかと、いうことでの一つの問題提起で、「及び」「並びに」というのは、こういうふうにやった方がいいということで、条文そのものを具体的に変えるところはこんなふうに変えていくということなんです。だから、なぜこういうふう考えたか、というのをいうと、そういう考えでこういう提案に至ったところをまず理解してもらいたいと思います。

○森戸座長 お分かりいただけましたか。したがって、例えば議員の責務を入れるかどうかの判断を策定代表者会議に求めたいということですよ。基本理念についても、ここでいえば、前文から基本理念に該当すると、その部分を抜き出して別の条項としたらどうかというご意見等々ですね。

○水上議員 作業部会をやってみると思うんですけど、作業部会に文言の修正も含めて投げ掛けられると、策定代表者会議みたいな議論になるわけですよ。会派に持ち帰らないと何とも変えられな

いみたいなことに。策定代表者会議で、例えば「そして」か、接続詞だけを考えてくれと言うんだったら僕は考えられるんですけど、どうしても文言の中身まで踏み込んでくることになって、それが作業部会での議論になって、例えば今の基本理念をどうするかとか、議員の責務をどうするかということになったときに、今の段階ではそこまでの文章を作って、作業部会でこういう文言で新しく作りますみたいなところまではいかないのではないかと。策定代表者会議である程度のものを示して、これでどうかというふうにして投げ掛けてもらわないと、ちょっと答えが出ないのではないかと、いう気がしているもので、そういうことかなと思います。

○森戸座長 次から次に新しいことが出てくるので、現時点で保留にさせていただいて、ただ、こういう状況になっているという報告は皆さん認識をしていただければと思います。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 では、2の作業部会報告については終了いたします。

3のその他で何かありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 それでは、以上で、議会基本条例策定代表者会議を終了いたします。

午後4時43分閉会